



香取市第4次障害者基本計画

- ・ 第7期障害福祉計画
 - ・ 第3期障害児福祉計画
- 

令和6（2024）年3月

香取市

はじめに



国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害福祉施策を推進しております。本市においても、関連施策を推進し、福祉サービスなどの充実を図ってまいりました。また令和 5（2023）年 4 月には、さらに包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の取組を開始し、障害のある方とご家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでおります。

一方で、本市では、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、令和 4（2022）年 4 月に一部地域が過疎地域に指定され、福祉分野に従事する人材不足も顕著となっております。地域福祉の担い手不足が課題となる中でも、地域共生社会の実現のため、障害のある方やご家族の高齢化への対応、移動手段の確保、障害のある方の雇用・就労の促進、早期からの発達支援などの取組が重要であります。そして、これらを含む障害福祉施策の推進においては、障害のある方一人ひとりに寄り添った相談支援体制のさらなる充実が求められております。

このような状況を踏まえ、この度、障害者基本法に基づく「第 4 次障害者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「第 7 期障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第 3 期障害児福祉計画」を策定いたしました。この新しい計画では、これまでの計画の基本理念である「障害のある人もない人もともに支えあって暮らせるまち 香取」を引き継ぎつつ、障害のある方とご家族のニーズや国・県の動向を踏まえ、施策体系の見直しを行ってまいりました。本計画に基づき、障害のある方一人ひとりが、安心して自分らしく地域での生活を送ることができるよう全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました香取市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月

香取市長 伊藤 友則

目 次

I. 総論	1
第 1 章 計画の策定にあたって	2
第 2 章 計画の基本事項	4
第 3 章 香取市の障害者を取り巻く状況	7
第 4 章 第 3 次障害者基本計画の評価と課題	25
第 5 章 基本理念及び施策の展開	32
II. 各論	35
基本目標 1 障害理解・権利擁護の促進及び協働の推進	36
基本目標 2 障害のある子どもへの支援の充実	39
基本目標 3 雇用・就労の促進	42
基本目標 4 生活支援サービスの充実	44
基本目標 5 安全・安心な生活環境の整備	48
基本目標 6 社会参加の促進	50
III. 障害福祉計画・障害児福祉計画	53
第 1 章 成果目標	55
第 2 章 障害福祉サービスの見込量（活動指標）と確保策	62
第 3 章 地域生活支援事業の見込量（活動指標）と確保策	68
付属資料	73
1. 計画策定の流れ	75
2. 香取市地域自立支援協議会 委員名簿	76
3. 用語解説	77

I. 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景等

本市では、「障害のある人もない人も ともに支えあって暮らせるまち 香取」の基本理念のもと、計画期間を1期6年とする「障害者基本計画」と、3年毎に作成する「障害福祉計画・障害児福祉計画」を一体的に作成し、障害のある方が暮らしやすい地域づくりに向けた障害福祉施策を展開してきました。

これまで本市では、香取市地域自立支援協議会を中心に関係機関の協働を図りながら、相談支援体制を充実させるとともに、障害者一人ひとりの状況に応じたサービス提供に努め、障害者と家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。一方、人口減少や少子高齢化が進む中、障害者と家族の高齢化も進行しており、また市民が抱える生活課題も複雑化・複合化しています。

国の動きをみると、令和5（2023）年度から5年間を計画期間とする「第5次障害者基本計画」においては、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者の社会参加を制約する諸要因に対応し、障害者が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することが示されています。

また、令和3（2021）年の障害者差別解消法の改正では、令和6（2024）年度から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されました。さらに、令和4（2022）年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が公布・施行され、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが求められています。

こうした近年の国の動向に加え、これまでの施策の進捗状況、令和4（2022）年度に障害のある市民を対象に実施した調査結果に基づく障害者のニーズ等を踏まえ、この度、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「第4次障害者基本計画」、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。本計画では、地域共生社会の実現に向け、障害者一人ひとりが、安心して自分らしく地域での生活を送ることができるよう、各施策の充実に取り組みます。

2 国における障害者施策の動向

我が国は、平成26（2014）年の国連「障害者の権利に関する条約」への批准を契機とし、障害者差別解消や障害者の地域移行、雇用促進に関する法制度の整備等に取り組んできました。また、医療的ケアが必要な方や難病を有する方を含め、障害者の多様なニーズに対応するための施策も強化しています。

地域社会では、8050問題をはじめとし、人びとの生活課題は複雑化・複合化しており、地域のつながりが薄れるなかで孤立し、生きづらさを抱えている人が増えています。一方、縦割りの制度により、これらの生活課題に十分に対応できない状況が生じています。こうした背景を受けて、地域の人びとのニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3（2021）年4月に重層的支援体制整備事業が創設され、本市でも令和5（2023）年度から取組を開始しています。

こうした国の動向などを踏まえ、本市でも地域共生社会の実現を目指し、障害福祉施策を展開していくことが求められています。

年度	国の動向
令和3(2021)年度	・ 障害者差別解消法改正法公布 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律全面施行 ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 ・ 重層的支援体制整備事業の創設 ・ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画開始
令和4(2022)年度	・ 障害者総合支援法等の改正 ・ 児童福祉法改正 ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）公布
令和5(2023)年度	・ 第5次障害者基本計画開始 ・ こども家庭庁発足 ・ 障害者雇用促進法施行令改正
令和6(2024)年度	・ 障害者総合支援法等の改正法施行 ・ 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画開始

地域共生社会とは・・・

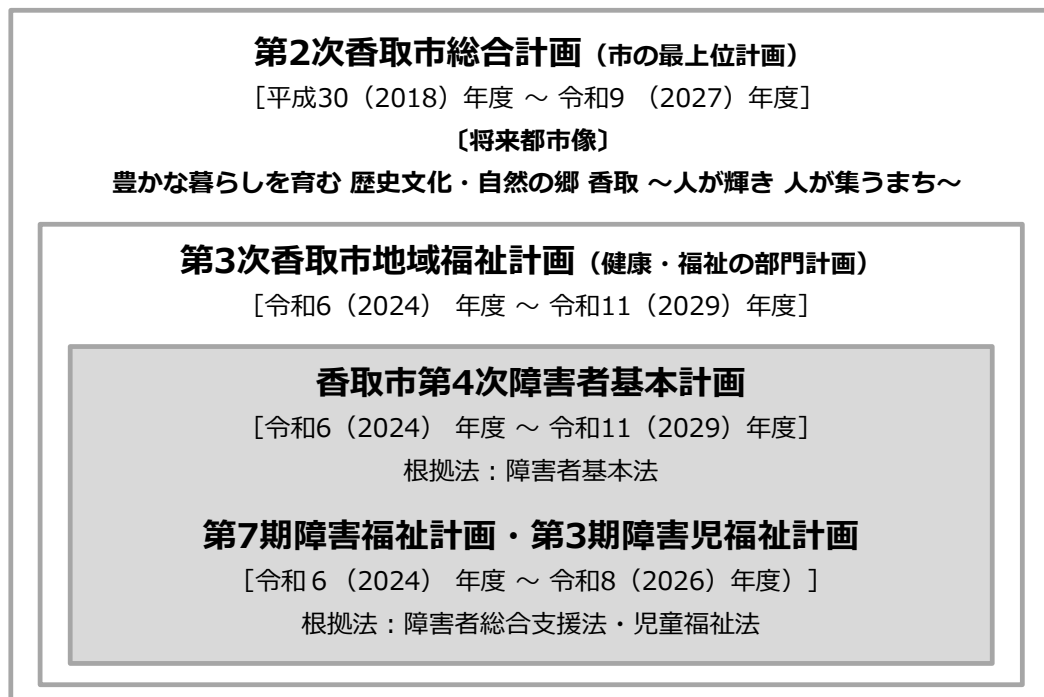
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

第2章 計画の基本事項

1 計画の位置づけと法的根拠

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は次のとおりです。



(2) 計画期間

	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
総合計画	第 2 次				第 3 次	
地域福祉計画	第 3 次					
障害者基本計画	第 4 次					
障害福祉計画	第 7 期			第 8 期		
障害児福祉計画	第 3 期			第 4 期		

2 計画策定の方法

(1) 策定の体制

庁内において関係各課との障害者施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、社会福祉課においては現行計画の事業等の実績状況を調査しました。また、有識者、サービス事業者、障害者団体等の関係者からなる香取市地域自立支援協議会において計画案の審議を行いました。

1) 香取市地域自立支援協議会（計画案の審議）

学識経験のある者、障害者の保健福祉事業または活動に携わる者で構成される香取市地域自立支援協議会において、本計画への意見を聴取しました。計画策定年度の令和 5（2023）年度には同協議会を 4 回開催しました。

2) 庁内関係部門との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連性のある庁内部門と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障害福祉施策の検討等を行いました。

(2) 市民意見・当事者意見の把握（調査の実施）

令和 4（2022）年度に障害のある市民を対象としたアンケート調査、ならびに障害者団体・事業者（計 12 団体）へのヒアリング調査を実施し、障害福祉に関する現状とニーズについて整理、分析を行いました（以下、令和 4 年度調査）。

(3) パブリックコメントの実施

令和 5（2023）年 12 月から令和 6 年（2024）年 1 月にかけてパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。

3 計画の推進体制

(1) 計画の評価・見直し

1) 計画における PDCA サイクル

本計画を着実に推進するため、PDCA サイクル¹の考え方に基づき計画の進捗管理を行います。本計画では、国の基本指針に即して設定する障害福祉計画・障害児福祉計画の「成果目標」及び「活動指標」を指標とし、目指す方向性を示します。

進捗管理では、少なくとも 1 年に 1 回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認める時は、数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じます。そのため、作成した計画については、定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応を検討します。本市では香取市地域自立支援協議会が、その審議の場となります。

¹ 「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

2) 点検・評価結果の反映

香取市地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、施策に反映します。

特にサービス見込量の数的目標値を設定する障害福祉計画・障害児福祉計画においては、障害福祉サービス・障害児福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。

(2) 計画の推進体制の確保

1) 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、障害者団体、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者とも連携し、計画の推進を図ります。

2) 香取市地域自立支援協議会との連携

香取市地域自立支援協議会は、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域における支援体制の整備を図る中核的な役割を担っています。協議会からの意見・提言等を踏まえ、本計画における障害福祉施策を推進します。

3) 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・事業者に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

4) サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。

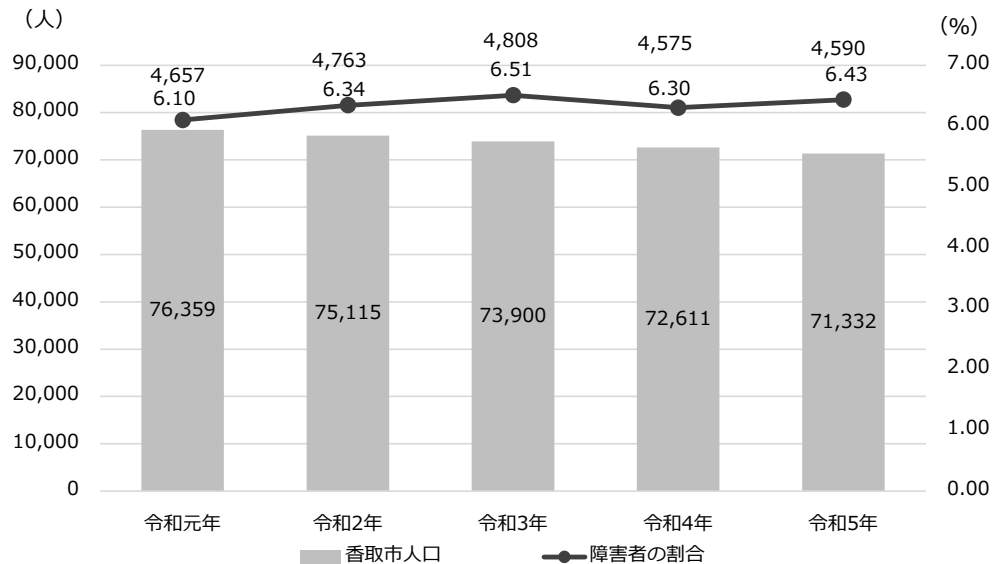
なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援の在り方について、さらに検討を進めます。

第3章 香取市の障害者を取り巻く状況

1 障害者に係る統計

1) 香取市の総人口と障害者数の推移

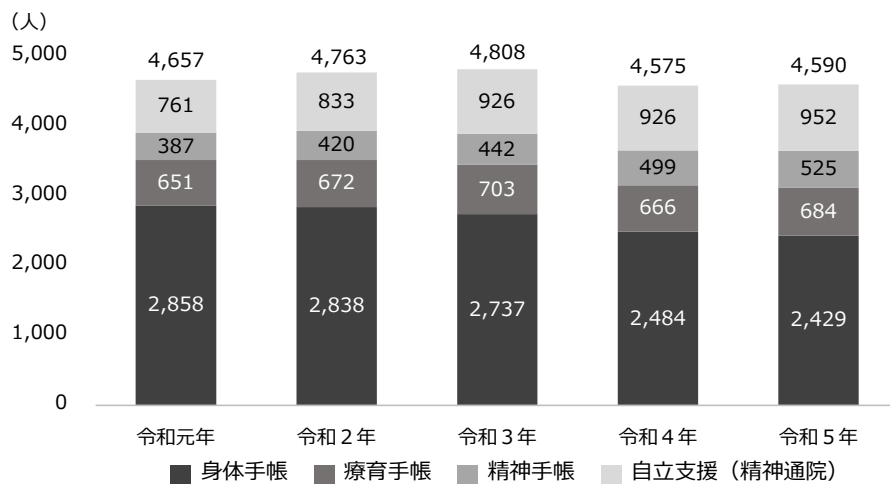
総人口に占める障害者の割合は 6.1%～6.5%を推移しています。



出典：（総人口）香取市住民基本台帳（各年 4 月 1 日）
（障害者数）香取市（各年 3 月 31 日）

2) 障害区分別障害者手帳等所持者の推移

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。

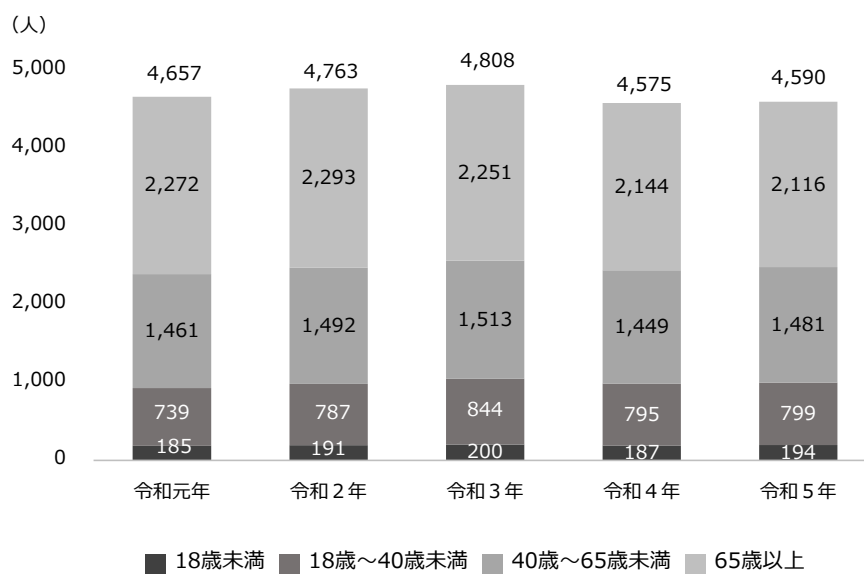


※ 精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は一部重複しています。

出典：香取市（各年 3 月 31 日）

3) 年代別障害者手帳所持者の推移

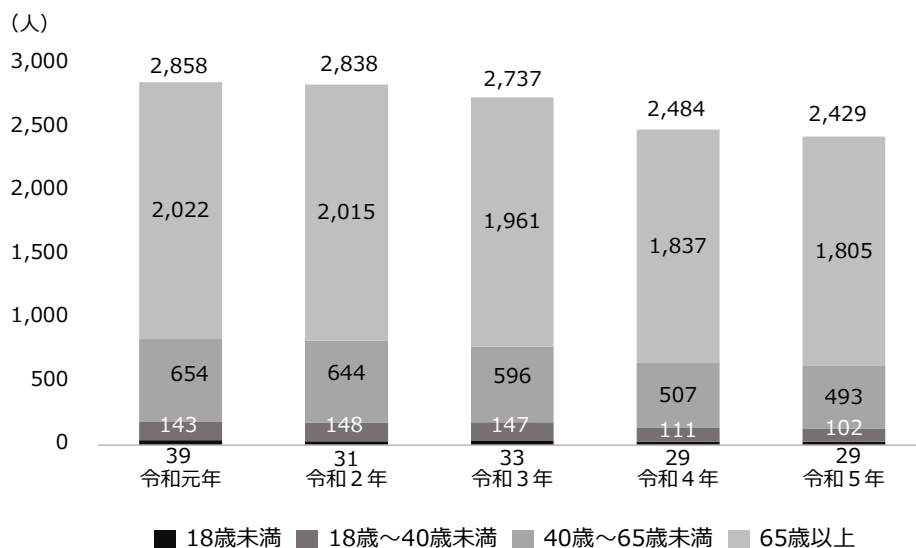
各手帳所持者の年齢分布に関し大きな変化はみられません。65 歳以上の高齢者が約半数を占めています。



出典：香取市（各年3月31日）

4) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。令和 5（2023）年をみると、年齢では全体的に 65 歳以上の高齢者の所持者が多く（74%）、等級では 1 級・4 級の所持が多くなっています。



出典：香取市（各年 3 月 31 日）

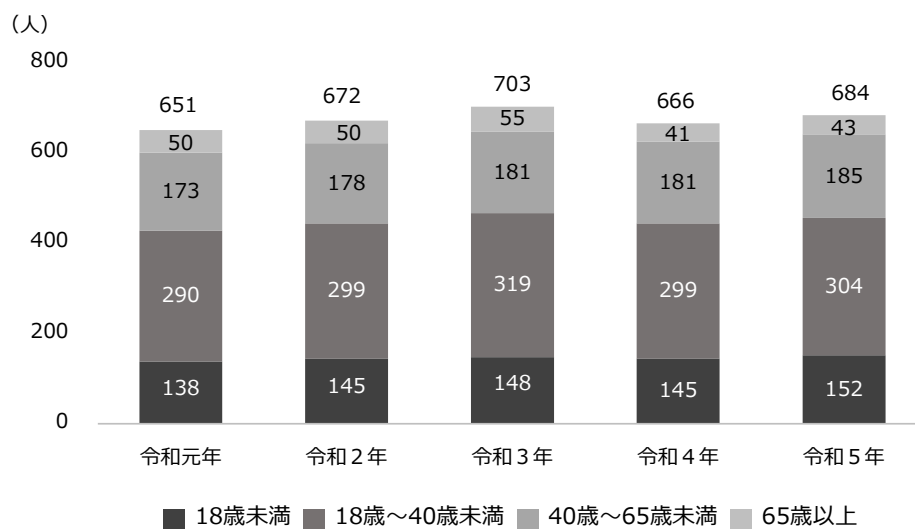
（令和 5（2023）年の等級・年代別の推移）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18歳未満	18	5	3	2	0	1	29
18歳～40歳未満	51	10	11	13	11	6	102
40歳～65歳未満	195	88	46	96	38	30	493
65歳以上	598	272	288	450	97	100	1,805
計	862	375	348	561	146	137	2,429

出典：香取市（令和 5（2023）年 3 月 31 日）

5) 療育手帳所持者

療育手帳所持者数及び年齢分布に関し大きな変化はみられません。令和 5（2023）年をみると、等級は B-1・B-2、年齢では 18～40 歳未満での所持が多くなっています。



出典：香取市（各年 3 月 31 日）

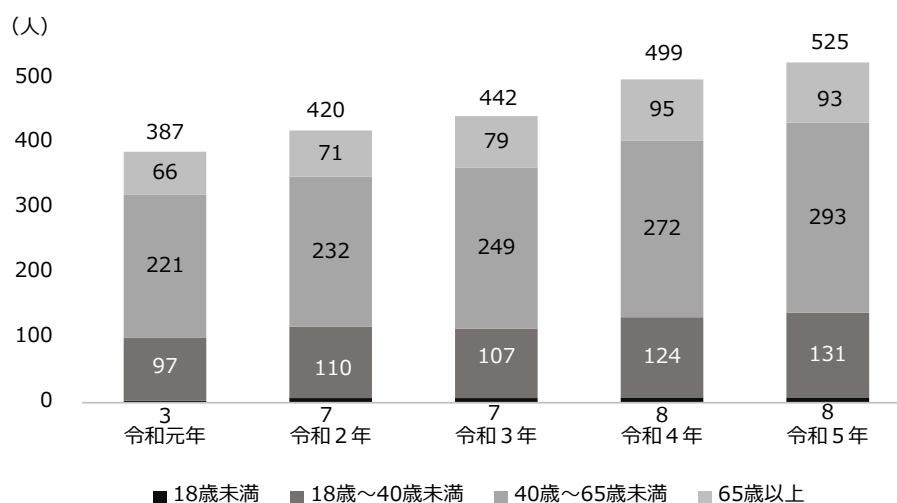
（令和 5（2023）年の等級・年代別の推移）

	㊤	A-1	A-2	B-1	B-2	計
7歳～18歳未満	15	28	1	46	62	152
18歳～40歳未満	50	62	3	77	112	304
40歳～65歳未満	29	58	3	57	38	185
65歳以上	7	21	0	12	3	43
計	101	169	7	192	215	684

出典：香取市（令和 5（2023）年 3 月 31 日）

6) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。令和 5（2023）年をみると、等級は 2 級、年齢では 40～65 歳未満での所持が多くなっています。



出典：香取市（各年 3 月 31 日）

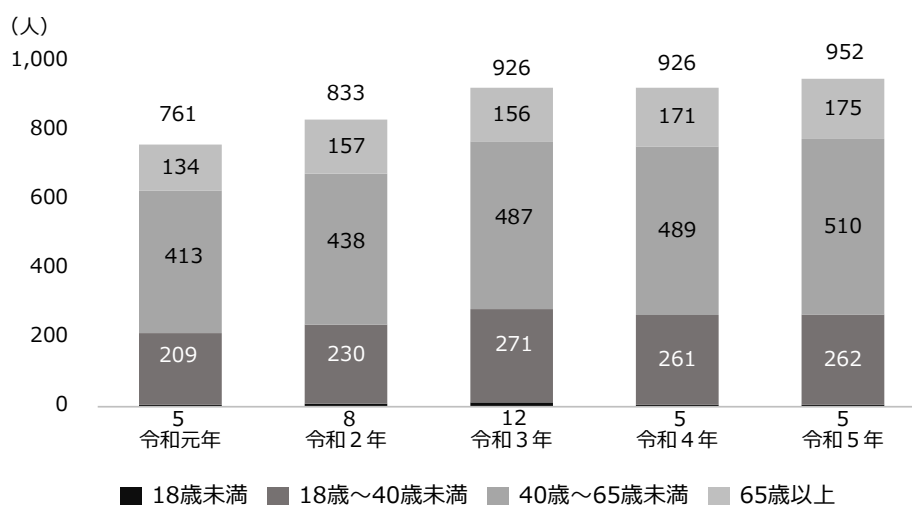
（令和 5（2023）年の等級・年代別の推移）

	1 級	2 級	3 級	計
18歳未満	1	2	5	8
18歳～40歳未満	13	78	40	131
40歳～65歳未満	31	201	61	293
65歳以上	26	54	13	93
計	71	335	119	525

出典：香取市（令和 5（2023）年 3 月 31 日）

7) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は増加傾向にあります。



出典：香取市（各年 3 月 31 日）

2 アンケート調査の結果

■ アンケート調査の概要

対象者	障害のある市民 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証（精神通院）、障害福祉サービス 受給者証をお持ちの方、小児慢性特定疾病見舞金の受給 者の方から無作為に対象者を抽出
アンケート発送数	3,790
うち返送数 ²	54
返送数を除いた送付数①	3,736
調査方法	郵送及び Web
調査の実施時期	令和 4（2022）年 10 月～11 月
回収数	1,926
有効回答数 ³ ②	1,924 （郵送による回答：92.7%、Web による回答：7.3%）
有効回答率②／①	51.5%

※ 前回調査の結果と比較している場合があります。この前回調査とは、平成 29（2017）年度に実施した「香取市障害者福祉に関するアンケート調査」を指しています。

※ グラフ内の数値の n は、その質問に対する回答者の総数を示します。

² 宛先不明で発送元（香取市役所）に返送された調査票の数

³ 白紙回答などの無効回答を除いた回答数

■ アンケート調査の結果

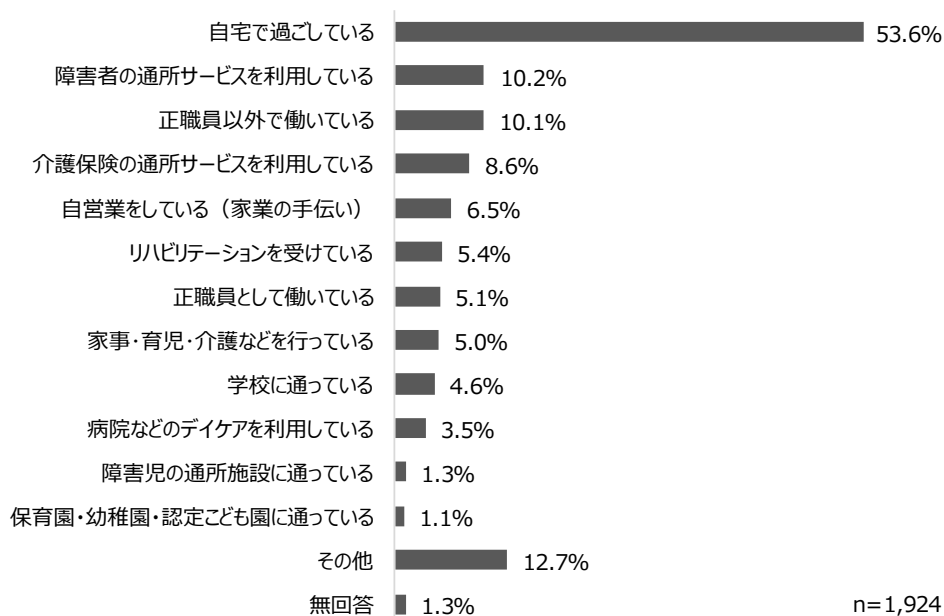
(1) 回答者について

1) 年齢（単一回答）

「75 歳以上」が最も多く 32.0%、続いて「65～74 歳」が 22.6%となっており、65 歳以上の高齢者が半数を超えています。一方、17 歳以下の子どもの合計は 5.8%でした。

2) 昼間の過ごし方（複数回答）

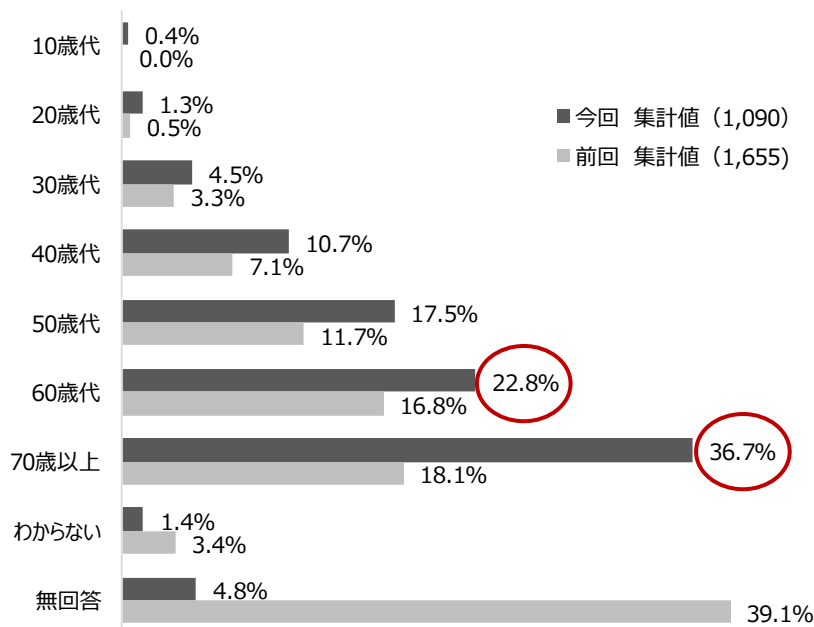
「自宅で過ごしている」が最も多く 53.6%、続いて「障害者の通所サービスを利用している」と「正職員以外で働いている」が 10%程度でした。



(2) 住まいと生活について

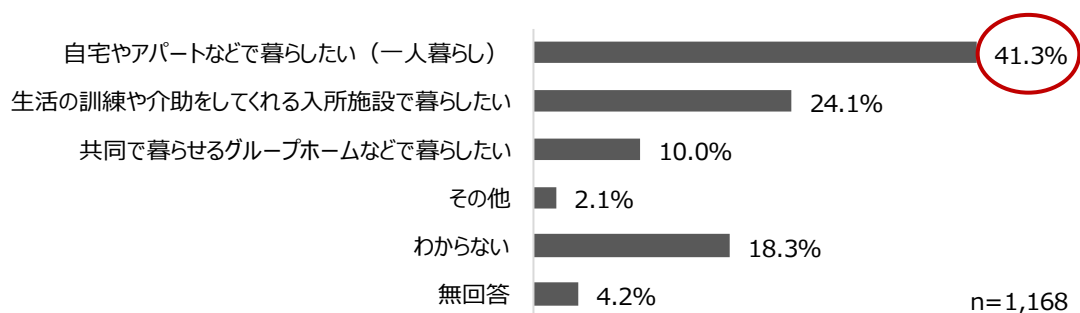
1) 主に介助や支援をしている方の年齢（単一回答）

「70 歳以上」が最も多く 36.7%、続いて「60 歳代」が 22.8%となっています。前回調査と比べると、「70 歳以上」が 18.6 ポイント増加しています。



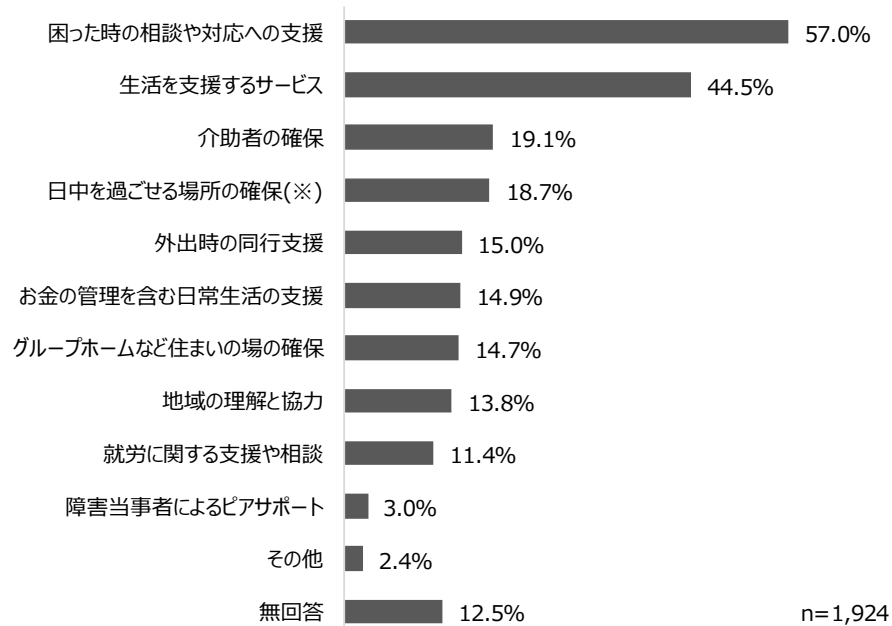
2) 将来、親や親族が病気などで一緒に生活できなかった時は、どこで生活したいか（複数回答）

「自宅やアパートなどで暮らしたい（一人暮らし）」が最も多く 41.3%、続いて「生活の訓練や介助をしてくれる入所施設で暮らしたい」が 24.1%、「共同で暮らせるグループホームなどで暮らしたい」が 10.0%となっています。



3) 地域での生活を続けるため、必要な支援（3 つまで回答）

「困った時の相談や対応への支援」が最も多く 57.0%、続いて「生活を支援するサービス」が 44.5%、「介助者の確保」が 19.1%となっています。



(※) 日中を過ごせる場所の確保（地域活動支援センターや生活介護事業所）

(3) 障害理解、権利擁護について

1) 障害者虐待防止法の認知度（単一回答）

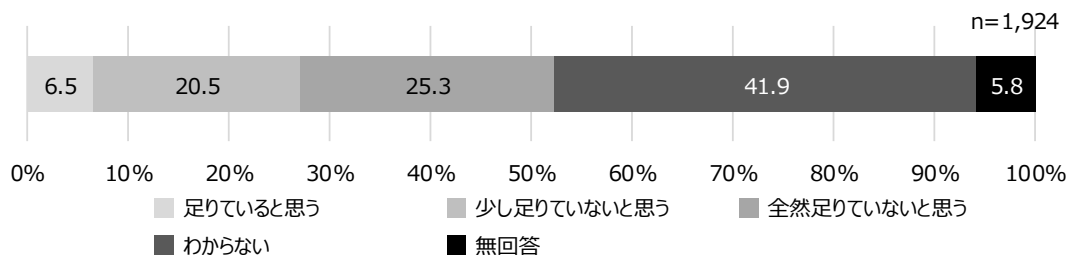
「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が最も多く 42.6%、続いて「名前も内容も知らない」が 37.9%、「内容も含め知っている」が 12.6%となっています。

2) 障害者差別解消法の認知度（単一回答）

「名前も内容も知らない」が最も多く 50.7%、続いて「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 32.5%、「内容も含め知っている」が 9.3%となっています。

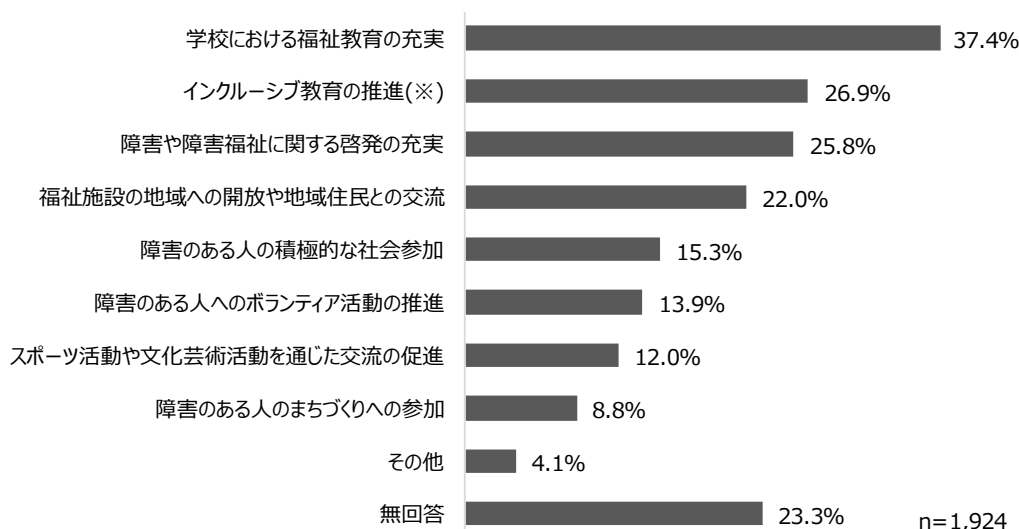
3) 地域において、障害のある人への理解や対応は足りていると思うか（単一回答）

「わからない」が最も多く 41.9%、続いて「全然足りていないと思う」が 25.3%、「少し足りていないと思う」が 20.5%となっています。



4) 全ての人が偏見を持たずに暮らしていくために必要なこと（複数回答）

「学校における福祉教育の充実」が最も多く 37.4%、続いて「インクルーシブ教育の推進」が 26.9%、「障害や障害福祉に関する啓発の充実」が 25.8%となっています。

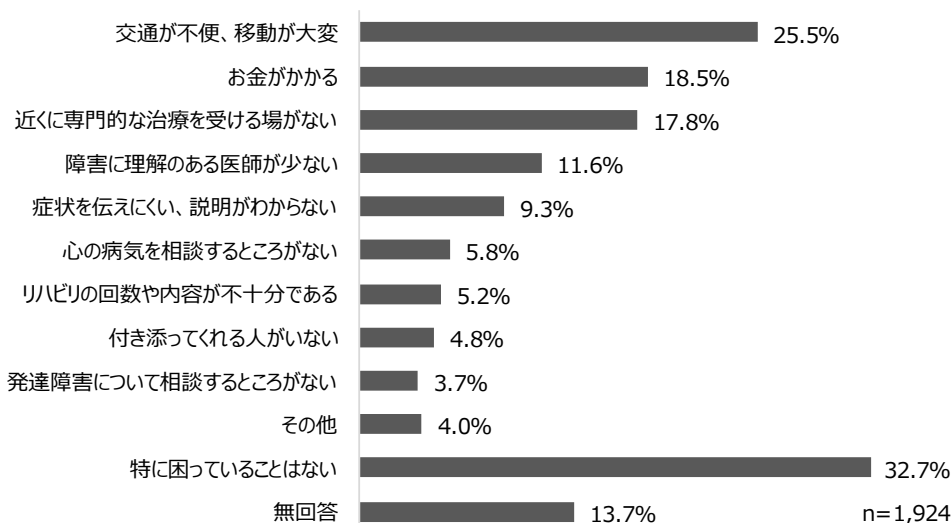


(※) 障害のある子どもが他の子どもと一緒に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進

(4) 保健・医療について

1) 保健・医療面で困っていることや不安なこと（複数回答）

「特に困っていることはない」が最も多く 32.7%、続いて「交通が不便、移動が大変」が 25.5%、「お金がかかる」が 18.5%、「近くに専門的な治療を受ける場がない」が 17.8%となっています。



他の障害と比べ多いもの（障害種別ごと）：

視覚障害、精神障害、難病では「交通が不便、移動が大変」（35%～40%）

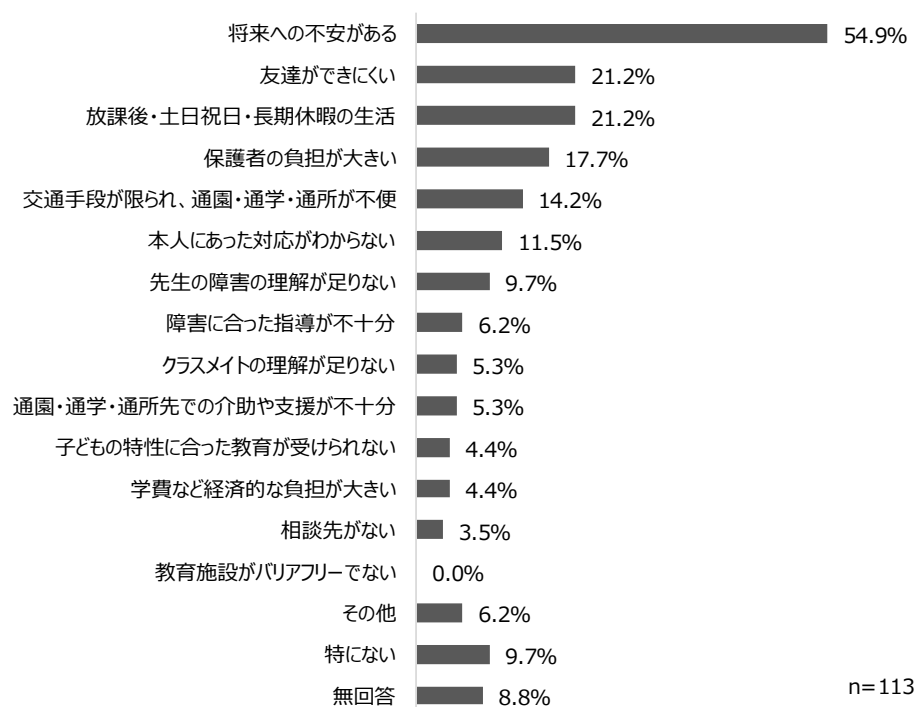
精神障害では「お金がかかる」（35.1%）

発達障害では「近くに専門的な治療を受ける場がない」（40.0%）

(5) 障害のある子どもへの支援について

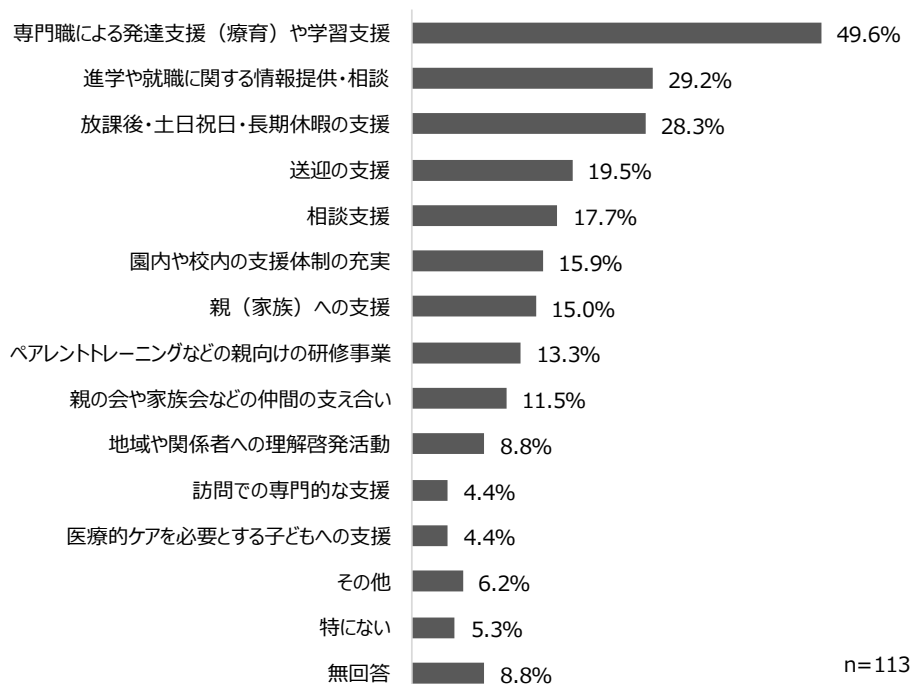
1) お子さんのことで、現在悩んでいることや困っていること（3つまで）

「将来への不安がある」が最も多く 54.9%、続いて「友達ができにくい」と「放課後・土日祝日・長期休暇の生活」が 21.2%、「保護者の負担が大きい」が 17.7%となっています。



2) 今後充実してほしい支援やサービス（3つまで）

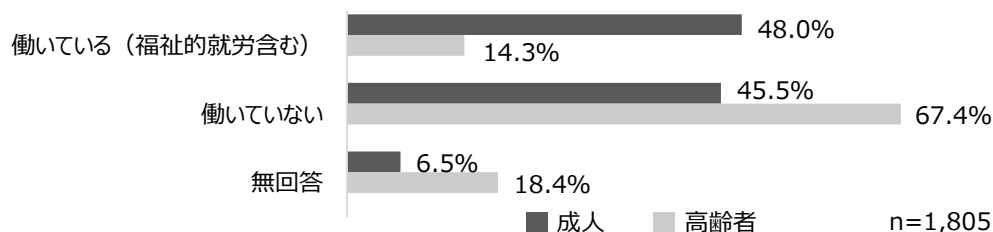
「専門職による発達支援（療育）や学習支援」が最も多く 49.6%、続いて「進学や就職に関する情報提供・相談」が 29.2%、「放課後・土日祝日・長期休暇の支援」が 28.3%となっています。



(6) 雇用・就労について

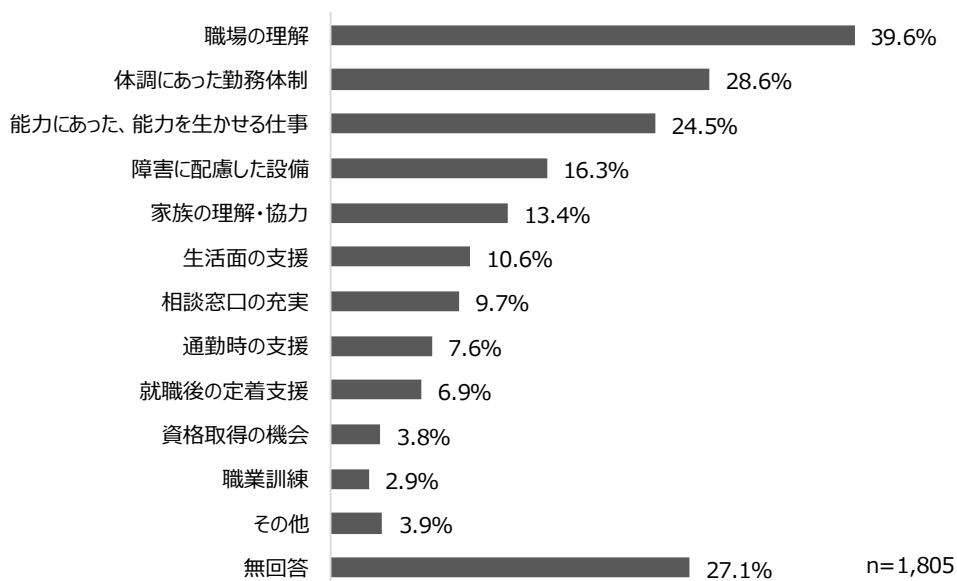
1) 現在の就労状況

「働いていない」が 58.2%と、「働いている（福祉的就労含む）」の 28.4%を上回っています。年代別にみると、成人では「働いている（福祉的就労含む）」が 48.0%、「働いていない」が 45.5%となっています。



2) 働くために必要だと思うこと（3つまで）

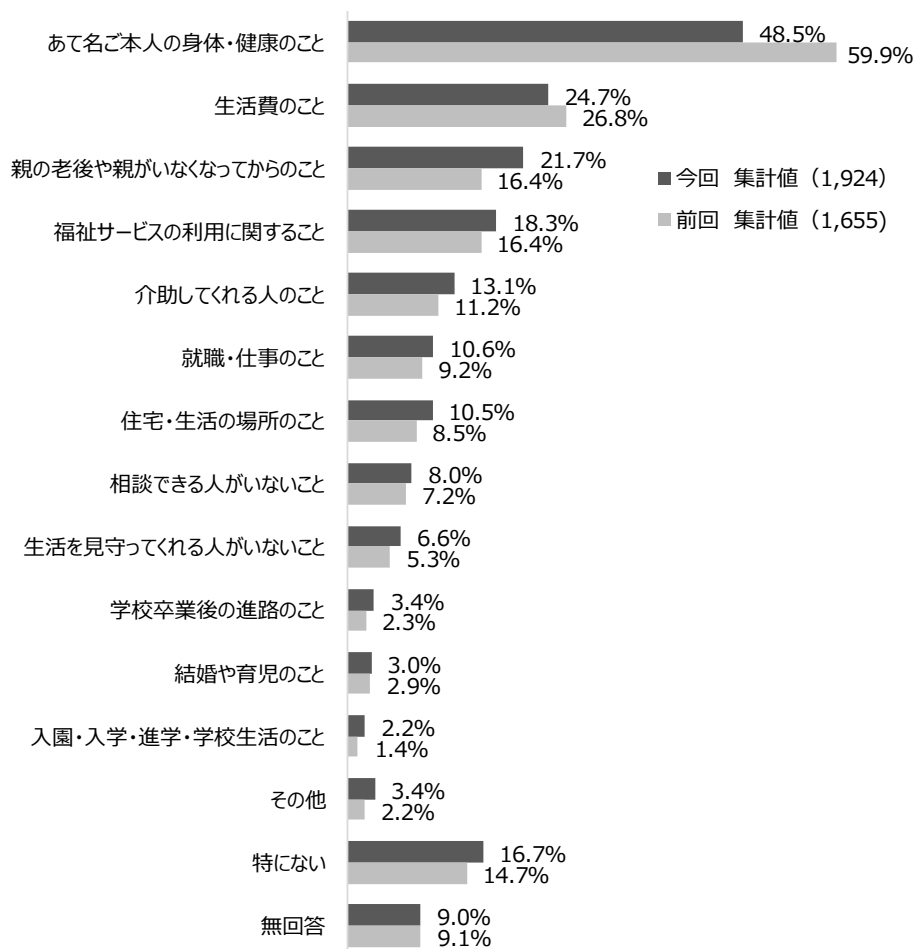
「職場の理解」が最も多く 39.6%、続いて「体調にあった勤務体制」が 28.6%、「能力にあった、能力を生かせる仕事」が 24.5%となっています。



(7) 生活支援サービスについて

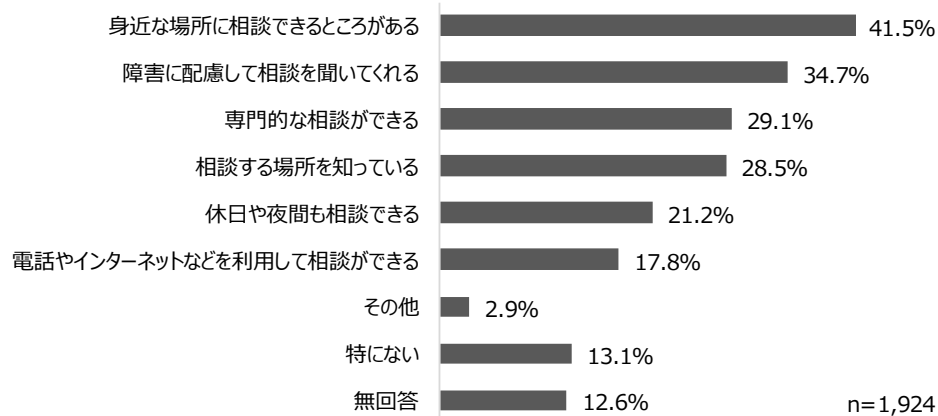
1) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること（複数回答）

「ご本人の身体・健康のこと」が最も多く 48.5%、続いて「生活費のこと」が 24.7%、「親の老後や親がいなくなってからのこと」が 21.7%となっています。前回調査と比べると、「あて名ご本人の身体・健康のこと」が 11.4 ポイント減少、「親の老後や親がいなくなってからのこと」が 5.3 ポイント増加しています。



2) 生活での困りごとや不安などを相談するために必要だと思うこと（複数回答）

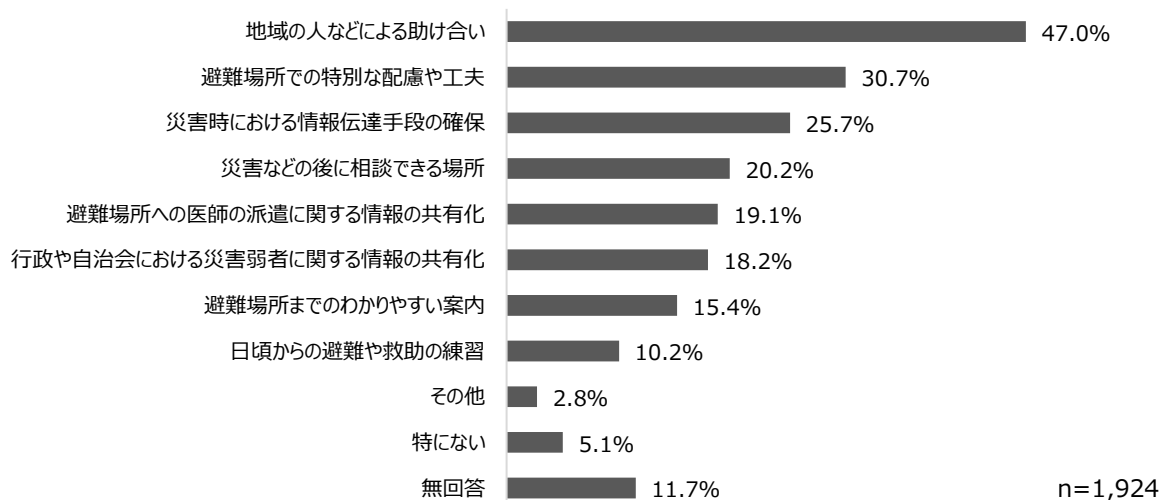
「身近な場所に相談できるところがある」が最も多く 41.5%、続いて「障害に配慮して相談を聞いてくれる」が 34.7%、「専門的な相談ができる」と「相談する場所を知っている」が 29%程度となっています。



(8) 生活環境について

1) 災害時の対応について重要なこと（3 つまで）

「地域の人などによる助け合い」が最も多く 47.0%、続いて「避難場所での特別な配慮や工夫」が 30.7%、「災害時における情報伝達手段の確保」が 25.7%となっています。



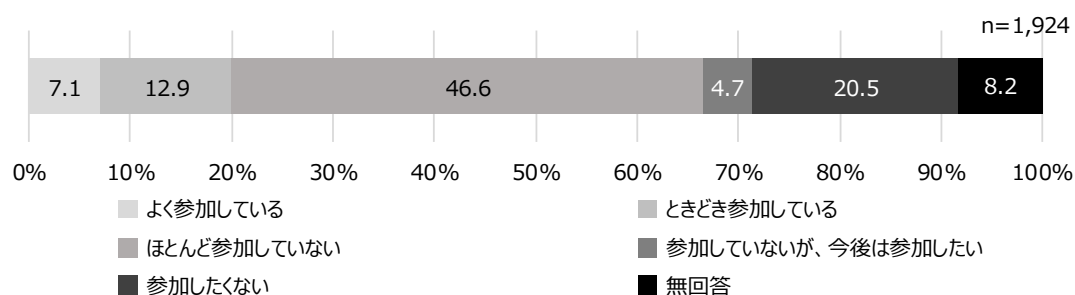
2) 移動手段について

自由意見では、「公共の交通手段が少ない」、「外出の手段がなく、病院に行くのも大変」といった移動手段に関する意見が多く挙げられました。

(9) 社会参加について

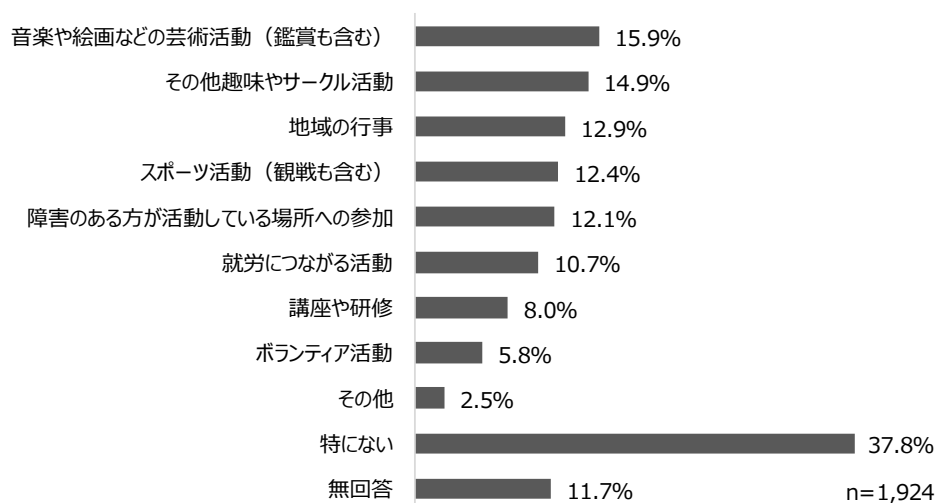
1) 町内会の活動や、お祭り、運動会など、地域の行事に参加しているか（単一回答）

「ほとんど参加していない」が最も多く 46.6%、続いて「参加したくない」が 20.5%となっています。



2) 今後社会参加する、または社会参加を続けるとしたら、どんな活動に参加したい（複数回答）

「特にない」が最も多く 37.8%、続いて「音楽や絵画などの芸術活動」が 15.9%、「その他趣味やサークル活動」が 14.9%となっています。



3 障害者団体・事業者ヒアリング調査の結果

■ ヒアリング調査実施期間 令和5（2023）年1月24日～31日

■ ヒアリングの対象（順不同）

（障害者団体）

- ・ 香取市自閉症協会
- ・ 香取市手をつなぐ親の会
- ・ 香取郡市ろうあ協会
- ・ 精神障害者家族会「かとり会」

（事業者）

- ・ NPO 法人 香取の地域福祉を考える会 就労支援事業所ワークおみがわ
- ・ 特定非営利活動法人 宗愛の里はらっぱ
- ・ 社会福祉法人 福祉楽団 栗源協働支援センター
- ・ 社会福祉法人 ロザリオの聖母会 障害者支援施設 佐原聖家族園
- ・ 医療法人社団 透光会 地域活動支援センター サザンカの里
- ・ 社会福祉法人 ロザリオの聖母会 香取障害者支援センター
- ・ 株式会社ジャストオンアース 就労移行支援・就労継続支援B型ファクトリー
- ・ 公益財団法人 和泉福祉会 多機能型事業所 いずみの家

■ ヒアリング調査の結果

(1) 障害理解、権利擁護について

- ・ 障害者への理解促進のためには、幼いころから障害者について知る機会があるとよい。障害理解のためには、障害者と直接交流することが重要である。小中高生を対象とした障害理解促進のための研修や交流会を実施してはどうか。
- ・ 障害者への理解促進を図るイベントや権利擁護のための活動が乏しい。
- ・ まちづくりや災害対策等の分野横断の協議会において、障害者の視点を反映させるため、障害分野の関係者が参加する必要がある。

(2) 地域福祉の推進について

- ・ ボランティアをもっと活用したい。そのために、ボランティア希望者とのマッチングなどボランティアをコーディネートするような組織があるとよい。
- ・ 独居の障害者や高齢者を地域で支えていく体制の整備が必要である。

(3) 保健・医療について

- ・ 訪問リハビリテーション事業所の不足や個人情報保護の壁などにより、介護保険との連携が難しい状況である。福祉と医療、障害分野と高齢分野の連携促進が必要である。
- ・ 発達障害を専門とする病院が市内にはなく、近隣地域の病院もいっぱいであり、診療や診断を受けるまでに時間がかかる。

(4) 障害のある子どもへの支援について

- 療育コーディネーターの量及び質の充実が求められる。
- 専門的知識を習得した教員の配置など、通常学校における障害のある子どもの受け入れ体制の強化が必要である。
- ライフサポートファイル「つながり」は十分に活用されていない。スマートフォン等の端末での入力が可能になれば利用者は増えるかもしれない。
- 幼稚園・保育園～小学校～中学校～高校の連携が不十分である。
- 放課後における障害児支援の充実が必要である。

(5) 雇用・就労について

- 障害者の一般企業への就職や継続的な就労を促進するためには、就労先の企業の障害理解が重要である。
- 就労継続支援事業所で経験や訓練を積んだ方が、地域の一般企業で働く仕組みづくりが必要である。
- 重度知的障害のある人にも対応した就労環境の整備や、短時間労働を含む多様な働き方の充実をお願いしたい。
- 香取市内に企業が少ないというのが現状ではあるが、商店街等と連携し障害者の就労を促進するような取組ができるとよい。
- 市役所における障害者雇用を促進してほしい。また、チャレンジド雇用の実現を希望する。

(6) 生活支援サービスについて

- 重度障害のある人や高齢期を迎えた人も、地域での生活を継続できるよう、グループホームの拡充、及び重度訪問介護や行動援護などヘルパー制度の利用対象の拡大をお願いしたい。
- 医療的ケアの対応が可能なグループホームの拡充が必要である。
- 施設入所を希望しても満床のため、香取市からの転出を余儀なくされるケースもある。
- 通院や通所だけでなく多様な外出機会を可能とするような移動支援が提供されるとよい。
- 聴覚障害者の手話通訳者が不足している。使いたい時に使うことができる体制が望まれる。

(7) 相談支援体制について

- 障害分野だけでは解決できないような複合的な課題を抱える世帯の存在が顕在化している。分野横断的に課題解決に取り組むような考え方や仕組みが必要である。
- 相談支援専門員の不足により、相談を断らなければならない場合がある。求人活動を行っているが、適切な方が見つからず、採用まで至らない。
- 相談支援事業所の数が足りていない。
- 相談支援事業所間、相談支援専門員間で対応に差が生じないよう取り組んでいく必要があり、研修会等を通じた事業所のスキルアップが求められている。ひとつのテーマや地域の課題を掘り下げ議論するような場があるとよい。

(8) 生活環境について

(移動手段)

- 送迎サービスがないため、市の循環バスや路線バスを利用して通っている利用者もいるが、バスの本数が十分ではなく、また適当な時間の発着便もないため不便である。公共交通機関の運行経路や運賃の見直しをお願いしたい。
- 交通手段の不便さや欠如が原因で、必要なサービスが届かないという状況を解消していく必要がある。既存の交通手段を活用できない人もおり、その支援策の検討も必要である。
- 本人とその親ともに高齢化が進み、事業所への通所が難しくなっている。香取市内の事業所で送迎サービスを提供している事業所は半数程度であり、高齢化を見据え送迎サービスの充実が求められる。

(災害対策)

- 中核地域支援センターや相談支援事業所が連携し、災害時の対応に関し日ごろから把握しておく必要がある。
- 障害者の中には、一般の避難所に避難しづらい人もいる。そのようなケースも想定し、災害時の避難先等のシミュレーションをしておけるとよいのではないか。また、災害時に障害者の安否確認ができる体制の整備が必要である。
- 障害特性に配慮した避難所の設置や、避難先における合理的配慮の提供をお願いしたい。
- 個別避難計画の策定の推進が重要である。
- 防災訓練の強化が必要である。

(9) 社会参加について

- 障害のある人の居場所として、現状は自宅か職場しかない。仕事以外で気軽につながれるような場所や仕組みが必要である。
- 市民を対象とした講習会やサークルに障害のある人も参加していけるとよい。現状は一般の方より参加の機会が限られている。

(10) 市への要望・その他

- 障害者が障害のない人と同じタイミングで同じ内容の情報が取得できるよう、情報保障を整備する必要がある。
- 障害者一人ひとりの状況やニーズは異なるため、難しいことではあるが、できる限りきめ細やかな支援や対応ができるよう、このような点を踏まえた障害者計画の策定をお願いしたい。
- 障害者計画に「合理的配慮」に関する事項を入れてほしい。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容を組み込んでほしい。
- 障害福祉施策にとどまらず、高齢者や生活困窮者など、分野横断的に地域課題を解決していくことが求められている。
- 障害福祉に対するニーズが増大する中、人材の確保が難しい状況である。地域全体で福祉を盛り上げるような広報等をお願いしたい。
- 障害福祉に関し、香取市は様々な先進的な取り組みを行っているが、周知が十分にされていないためもったいない。

第4章 第3次障害者基本計画の評価と課題

1 施策ごとの評価と課題

本市では、「香取市第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、7つの基本目標の下で107本の事業が実施されています。次期計画の策定にあたり、現時点での事業の進捗状況及び次期計画における事業の方針を確認することを目的として、事業評価を実施しました。施策ごとの進捗状況を以下に整理します。

基本目標1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進

施策1. 啓発活動の充実

市のホームページや「広報かとり」、社会福祉協議会の「社協だより」等を通じて、障害福祉に関する情報提供や啓発イベント等の広報を行い、市民の障害理解の促進に取り組んできました。令和6（2024）年度に「障害者差別解消支援地域協議会」を香取広域（香取市、東庄町、神崎町）で設置予定であり、今後、同協議会を通じ、障害者差別解消の取組を推進することが重要です。

施策2. 権利擁護の推進

権利擁護部会での研修やシンポジウムの開催などを通じて成年後見制度に関する周知と理解促進に取り組んできました。障害者虐待防止に関して、事業者に対し虐待防止委員会の運営方法に関する研修を実施しました。また、基幹相談支援センターと虐待防止センターを同一の事業者へ委託し、休日夜間も含め虐待相談（疑いも含む）の対応を行っています。障害者虐待防止と差別解消の徹底に向け、関係機関や民間団体との連携強化が重要です。

施策3. 福祉教育の推進

社会福祉協議会では、感染対策を図りながら福祉教育の活動を再開しました。市では手話サークルの活動を支援し障害理解促進の機会となっています。一方、教育現場や地域での福祉教育の取組は限定的であり、課題となっています。

施策4. 体験・交流の推進

事業所主催の福祉祭りのポスターを市役所に掲示し、周知を図っています。また、庁舎内において障害者就労支援事業所による物品の販売活動の場を提供し、体験・交流につなげました。

施策5. 地域福祉の推進

見守りネットワーク事業として、令和4（2022）年度には避難行動要支援者名簿登録者を対象とした支援者への情報提供意向調査を実施しました。ボランティア養成講座を毎年開催し、ボランティア活動の推進に取り組んでいます。ボランティア希望者とニーズのマッチングによるボランティア活動のさらなる推進が課題です。

基本目標 2 保健・医療の充実

施策 1. 乳幼児期の保健・療育の充実

乳幼児健康診査等を通じ、発育・発達の遅れが気になる子どもの早期発見に取り組むとともに、事業者への委託を通じ療育相談の体制を整備しました。母子保健事業として令和 4（2022）年度には発達相談を 72 回開催し、318 人の相談に応じました。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、ライフサポートファイル「つながり」の活用促進に取り組んでいます。

施策 2. 医療、医学的なりハビリテーションの充実

重度心身障害者医療費助成により障害者の医療費などの負担軽減を図っています。また、重度障害児者や難病患者等への日常生活用具の給付を実施しています。令和 3（2021）年度より開始した小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付に関しては、事業の周知、利用促進を図ることが必要です。

施策 3. 心と体の健康づくりの推進

香取圏域で実施している「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」に年 4 回参加するとともに、関係機関と連携し相談窓口体制の充実を図ることができました。精神保健相談体制としては、相談窓口の職員の育成や専門職の確保が課題となっています。また、メンタルヘルス対策として、こころの健康講座やゲートキーパー養成講座を開催しました。

基本目標 3 療育・教育体制の充実

施策 1. 就学前保育・教育などの充実

療育支援コーディネーター配置事業の委託により、療育相談の体制を強化しました。令和 4（2022）年度の相談実人数は 393 人でした。

また、就学相談として言語相談と心理相談を実施しています。令和 4（2022）年度にはそれぞれ 12 回開催しました。

施策 2. 特別支援教育体制の充実

特別支援教育巡回相談員の派遣、学校教員や管理職への研修実施、専門家チーム会議・教育支援委員会による支援検討などを通じ、障害のある子どもへの教育の充実を図っています。さらに、合理的配慮に関するリーフレットの配布、個別教育支援計画への合理的配慮の明記、ユニバーサルデザインを意識した授業等を通じ、教育機関における合理的配慮と基礎的環境整備の充実に取り組みしました。

また、放課後児童クラブにおいて、令和 4（2022）年度には障害のある子ども 9 名が通所しています。

施策 3. 特別支援教育の推進

学校では校内委員会や個別のケース検討会議の実施により、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の提供に取り組んでいます。また、関係機関と連携し、就学相談や進路相談を実施しています。特別支援教育の充実に向け、教員のさらなる専門性向上が必要です。

基本目標 4 雇用・就労の促進

施策 1. 一般就労の促進及び定着

定期的に就労支援部会を開催し、障害者就労に対する理解促進と障害者の就労意欲向上に取り組んでいます。一般就労のさらなる推進に向け、就職先の企業の障害理解の促進、就労移行支援や就労継続支援を経て地域の一般企業で働く仕組みづくりが必要となっています。

市では、各年度において雇用義務者数を達成しました。また、令和 3（2021）年 4 月に総務課に庶務班を設置し、各課の定型業務を支援しています。今後も働きやすい職場づくりを促進していきます。

施策 2. 福祉的就労の場の拡大

市内の就労継続支援 A 型事業所が増えています。また、就労施設等における受注機会の拡大に努めるとともに、就労支援部会で障害者支援施設からの調達方針を作成しました。障害者支援施設からの調達に関する令和 4（2022）年度実績は 27 件でした。

基本目標 5 生活支援サービスの充実

施策 1. 在宅生活及び日中活動への支援の充実

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づき、適切に、訪問系サービス、補装具の支給支援、移動支援、日中活動系サービスの提供を行っています。障害者の高齢化に対応した地域共生型サービスの導入に向けた必要性を検討します。

施策 2. 居住の場への支援の充実

障害者総合支援法に基づきグループホームや施設入所支援を提供しています。利用者・事業所ともに増加傾向です。また、グループホーム等利用者家賃助成の利用者も増加しています。令和 4（2022）年度は 84 人が利用しました。

施策 3. 相談支援体制及びネットワークの充実

基幹相談を委託し、相談や情報提供を即時に行えるよう体制を整備しています。また、相談支援部会を定期開催し、各機関と情報共有を図りながら課題検討を行っています。

令和 5（2023）年度からは重層的支援体制整備事業に取り組み、属性を問わない複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を図っています。当事者・家族の高齢化が大きな課題となっており、今後高齢化や親亡き後を見据えた地域生活支援体制の整備が重要です。

施策 4. コミュニケーション支援・情報提供支援の推進

手話奉仕員養成講座を毎年開催し、コミュニケーション支援の充実に取り組んでいます。手話通訳者派遣の令和 4（2022）年度実績は延べ 259 件でした。また、市のホームページを音声読み上げや文字拡大に対応した仕様にし、情報アクセシビリティの向上に取り組みました。

基本目標 6 生活環境の整備・充実

施策 1. 障害のある人にやさしい公共空間の確保

市民や旅行者のためにバリアフリーマップ（トイレ編）を作成しました。また、利用頻度の高い庁舎・支所庁舎では点字ブロックによる誘導や段差解消に取り組んでいます。

施策 2. 移動手段の確保

福祉タクシー利用事業等を通じて移動支援を提供しています。また、令和 3（2021）年 10 月の循環バス路線再編時にはノンステップバスを導入しました。

施策 3. 住宅環境の整備

住宅改修費給付事業を通じ安全で快適な住居環境の改善支援を提供しています。大規模改修工事を行った市営住宅粉名口団地には障害者に配慮した部屋を設けることができました。

施策 4. 生活安全の確保

令和 4（2022）年度に福祉避難所を 1 箇所整備しました。また、関係機関との連携を図り、災害時の避難場所の周知や困難事案の把握を行いました。

避難行動要支援者個別避難計画の策定を進めています。また、日常生活用具給付事業の種目として、医療的ケアを必要とする方を対象にポータブル電源を追加しました。災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、メール、SNS、テレビのデータ放送など複数の伝達手段を確保しています。

基本目標 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進

施策 1. スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

ふれあいスポーツ大会と障害者フライングディスク大会は感染症拡大防止のため中止となりました。今後の実施方法等については検討していきます。

施策 2. 生涯学習の推進

各種教室等を開催する山田公民館にはエレベーター、多目的トイレ、スロープが設置されています。令和 4（2022）年 10 月には、障害者を対象とした「ライトアップハーバリウム教室」をさわやか県民プラザの協力を得て開催しました。

施策 3. 家族及び障害者団体への支援の推進

障害者団体に補助金を交付し、活動を支援しています。感染症拡大防止のため、障害関係団体間の相互交流を図る交流の場を設けることはできませんでした。

施策 4. 社会活動への参加の促進

医療的ケア児の家族に協議会等に参加してもらい、意見を聴取しています。また、ピアサポーターの周知や養成講座の開催等を実施しました。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

第6期障害福祉計画における障害福祉の充実のための成果目標に対する実績は以下のとおりです。なお、障害福祉サービスの実績については、「III. 障害福祉計画・障害児福祉計画」に掲載しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

成果目標	目標値	令和5年度末 実績見込	コメント
令和5（2023）年度末までの地域生活移行者数	10人	0人	障害程度の重い方が地域で生活できる体制づくりが必要である。
令和5（2023）年度末の施設入所者数	84人	85人	－

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

※令和5年度は実績見込

活動指標	計画値			実績		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
令和5（2023）年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（本市）	23人（令和2（2020）年10月1日人口に基づく）					

※ 香取圏域で協議の場を開催し、構成員として市の職員が配置されています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	目標値	令和5年度末 実績見込	コメント
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上 検証、検討	3回実施	事例の検証を行い、問題点、課題を抽出し協議している。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	目標値	令和5年度末 実績見込	コメント
令和5（2023）年度までの一般就労移行者数	28人	18人	一般就労が難しい障害者に、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労継続支援の利用者は増加傾向にある。また、一般就労を希望する障害者に一定期間、就労移行支援を行っているが、障害特性と就労業務がマッチングしないことや、一般就労が難しい場合があり、目標にとどいていない。
令和5（2023）年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	6人	2人	
令和5（2023）年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	3人	4人	
令和5（2023）年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	5人	1人	
令和5（2023）年度における就労定着支援事業の利用者数	3人	8人	－
令和5（2023）年度における就労定着支援事業の就労定着率	80%	25%	－

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	目標値	令和5年度末 実績見込	コメント
令和5（2023）年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所	1箇所	市内に1箇所あり
令和5（2023）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	有	市内児童発達支援センターにて令和3（2021）年1月より開始
令和5（2023）年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	0箇所	社会資源が十分でないため、重症心身障害児を支援する事業所の確保が難しい。
令和5（2023）年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	0箇所	社会資源が十分でないため、重症心身障害児を支援する事業所の確保が難しい。
令和5（2023）年度末までに医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	1箇所 広域で設置	1箇所 広域で設置	令和2（2020）年度に協議の場を広域で設置。災害時における医療的ケア児等の支援をテーマに協議を進め、個別避難プランを作成中。また、日中の居場所づくりについて協議を進めている。
令和5（2023）年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人 広域で設置	1人 広域で設置	令和5（2023）年度より広域で設置。避難計画の作成及び更新、協議の場の参画等を実施している。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標	目標値	令和5年度末 実績見込	コメント
相談支援体制の 充実・強化等に向 けた取組の実施 体制を確保	総合的、専門的な相談支援の 実施	実施	総合相談窓口・相談支援実施体制を確 保、実施した。
	地域の相談支援事業者等 に対する訪問等による専門的 な指導、助言の実施	実施	個別事業所訪問、香取広域相談支援部 会等を通じ事業者と個別・地域課題を 共有検討した。
	地域の相談支援事業者の人 材育成の支援	実施	地域研修会及び権利擁護セミナー、事 例検討会等を実施した。
	地域の相談機関との連携強 化への取組	実施	地域自立支援協議会を中心に各相談機 関との連携を強化。メール等を活用し 情報共有を積極的に実施した。

※令和5年度は実績見込

活動指標		計画値			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援		○	○	○	○	○	○
体 制 の 強 化	地域の相談支援事業者に対する訪 問等による専門的な指導・助言件数	15 件	21 件	33 件	10 件	14 件	33 件
	地域の相談支援事業者の人材育成 の支援件数	3 件	4 件	5 件	3 件	3 件	9 件
	地域の相談機関との連携強化の取 組の実施回数	27 回	30 回	30 回	26 回	36 回	51 回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標	目標値	令和5年度末 実績見込	コメント
サービスの質の向上を 図るための取組に係る 体制の構築	県が実施する障害福祉サービス等 に係る研修、その他の研修への市 職員の参加	有	県が実施する研修等へ参加 している。
	障害者自立支援審査支払等システ ムによる審査結果の共有する体制 の構築	有	国民健康保険団体連合会へ 審査支払事務の一部を委託 している。

※令和5年度は実績見込

活動指標		計画値			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		○	○	○	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審 査結果の共有		×	○	○	○	○	○

第5章 基本理念及び施策の展開

1 基本理念と基本方針

本市では、障害者基本法で示されている「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、「障害のある人もない人も ともに支えあって暮らせるまち 香取」を基本理念として掲げ障害福祉施策を推進してきました。

こうした共生社会の実現に向け市民全体で取り組むという思いを込め、前計画に引き続き本計画においても基本理念として以下を位置づけます。

〔基本理念〕

障害のある人もない人も ともに支えあって暮らせるまち 香取

また、障害者が社会で、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定し、自分の役割を見つけ、誇りを持ってその役割を果たすことのできるような社会を実現するために、基本理念に基づき、以下の3点を施策全体に共通する基本方針として設定します。

〔基本方針〕

- **すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づく社会づくり**
- **一人ひとりの状況に応じた支援を受けることができる社会づくり**
- **地域で支え合い、共生することができる社会づくり**

2 基本目標及び施策の体系

(1) 基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に向け、分野別に以下の6つの基本目標を掲げます。

基本目標及び施策は、前期計画の事業評価等を基に整理を行いました。

なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画の該当内容については、基本目標の施策・事業展開とし、「障害福祉サービス」「障害児福祉サービス」「地域生活支援事業」等の事業量の見込みと確保の方策を別途掲載しています。

基本目標 1 障害理解・権利擁護の促進及び協働の推進

人権啓発や福祉教育の充実等を通じて、市民の障害に対する理解のさらなる促進に取り組みます。また、障害者の権利擁護の推進と虐待防止・差別解消の徹底を図るとともに、市民の共生意識を醸成し、ボランティア活動を推進します。

基本目標 2 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもも、ない子どもも、地域とともに学び、育ちあうことができる地域社会を目指し、一人ひとりの状況に応じた発達支援及び教育体制の整備に取り組むとともに、将来を見据えた切れ目のない支援を充実します。

基本目標 3 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の拡充に取り組みます。

基本目標 4 生活支援サービスの充実

障害者一人ひとりの安定した自分らしい地域生活を支えるため、相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、多様な住まいの場の確保、各種福祉サービスの充実と提供体制の構築に取り組みます。また、コミュニケーション支援の充実と情報アクセシビリティの確保に努めます。

基本目標 5 安全・安心な生活環境の整備

公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。また、医療受診、就労、通所、余暇など、日々の生活に不可欠な移動手段を確保するための対策に取り組みます。災害対策としては、障害者が安全に避難することができるよう、災害時の支援体制を充実します。

基本目標 6 社会参加の促進

障害者が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、社会・地域活動への参加を促進します。また、障害者の活動母体である障害者団体への支援も継続します。

(2) 施策の展開と体系

基本理念	障害のある人もない人も ともに支えあって暮らせるまち 香取
-------------	--------------------------------------

基本方針	○ すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づく社会づくり ○ 一人ひとりの状況に応じた支援を受けることができる社会づくり ○ 地域で支え合い、共生することができる社会づくり
-------------	--

基本目標	施策
1 障害理解・権利擁護の促進及び協働の推進	1. 障害理解の促進 2. 権利擁護の促進及び虐待防止・差別解消の強化 3. 地域福祉の推進
2 障害のある子どもへの支援の充実	1. 乳幼児期の子どもへの支援 2. 学齢期の子どもへの支援 3. 切れ目のない支援の充実
3 雇用・就労の促進	1. 一般就労の促進及び定着 2. 福祉的就労の充実
4 生活支援サービスの充実	1. 相談支援体制の充実 2. 居住の場への支援 3. 在宅生活及び日中活動への支援 4. 医療体制の充実・心身の健康づくりの促進 5. コミュニケーション支援の充実・情報アクセシビリティの確保
5 安全・安心な生活環境の整備	1. 障害のある人にやさしい公共空間の整備 2. 移動手段の確保 3. 生活安全の充実
6 社会参加の促進	1. スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習の充実 2. 社会・地域活動への参加促進 3. 家族及び障害者団体支援

II. 各論

基本目標 1 障害理解・権利擁護の促進及び協働の推進

現状と課題

障害のある人もない人も互いに尊重し合い、ともに生きる地域社会の実現に向けて、障害理解のさらなる促進が求められています。令和 4 年度調査では、「地域において、障害のある人への理解や対応は足りているか」の質問に対し、25.3%が「全然足りていないと思う」、20.5%が「少し足りていないと思う」と回答しました。

- 市では障害者の権利や障害福祉に関する啓発活動の取組を行ってきましたが、市民へのさらなる周知が課題です。令和 4 年度調査では、障害理解の促進には福祉教育の充実が重要との意見が多く挙げられましたが、これまで教育現場や地域での取組は限定的です。
- 障害者の権利擁護、虐待防止、差別解消に向けた取組の強化が求められています。また、障害者虐待防止法や差別解消法に関する障害者の理解促進も必要です。
- 互いに支え合う地域共生社会の実現に向けて、市民のボランティア活動への参加促進が必要です。ボランティアを必要とする障害者団体も多くあります。

施策の方針

施策 1-1 障害理解の促進

積極的な啓発活動や交流イベントの開催を通じて市民の障害に対する理解を促進します。また、関係機関と連携し、教育現場や地域における福祉教育の充実を図ります。

施策 1-2 権利擁護の促進及び虐待防止・差別解消の強化

障害者の権利擁護の促進と、虐待防止・差別解消の徹底に向け、権利擁護部会や障害者差別解消支援地域協議会における取組の充実と関係機関の連携強化を図ります。

施策 1-3 地域福祉の推進

市民の共生意識を醸成し、ボランティア活動への参加を促進します。

施策

施策 1-1 障害理解の促進

施策名	概要	担当課
各種媒体による啓発活動の推進	「広報かとり」や各種パンフレットなどの刊行物の配布のほか、障害福祉に関する制度案内、手話講習会や講演会の開催案内など、障害に対する理解を深める情報を提供します。また、自治会、事業者、障害者団体等と協力し、「障害者週間」、「障害者雇用月間」などにおけるイベント等を積極的にPRします。	社会福祉課
社会福祉協議会による広報活動の促進	香取市社会福祉協議会が発行する「社協だより」や各種パンフレット、ホームページなどを活用し、障害福祉について積極的に広報を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
障害者団体・NPO等による広報活動の支援	NPO や市民ボランティア、障害者団体などが発行する機関紙やホームページなどを活用した障害者福祉についての広報活動を、情報提供や技術的な面から支援します。	社会福祉課
セルフショップでの交流の促進	福祉作業所のセルフショップなどへの支援に努め、市民と障害者との交流を促進します。	社会福祉課
教育・保育機関での交流行事・イベントの充実	学校や幼稚園、保育所（園）、こども園などの各種行事や「特別の教科道徳」、「総合的な学習の時間」などを活用し、障害者が抱える社会的な課題や障害福祉の理念、制度などへの理解を深める福祉教育を推進します。	社会福祉課 学校教育課 子育て支援課
地域における福祉教育の推進	講演や研修、社会福祉協議会の事業などにより、すべての市民を対象として、障害福祉について理解を深める機会の拡充を図ります。さらに、地域の医療機関等による障害福祉関連の公開講座などの実施と利用促進を図ります。	社会福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
小中学校の児童生徒の福祉分野の職業体験学習の充実	福祉分野への興味関心を高めるため、事業所と連携し、職場体験学習の推進を図ります。	社会福祉課 学校教育課
学校における「いじめ防止」の推進	「香取市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を推進します。	学校教育課

施策 1-2 権利擁護の促進及び虐待防止・差別解消の強化

施策名	概要	担当課
「障害者差別解消支援地域協議会」を通じた障害者差別解消の取組の促進	令和 6（2024）年度に香取広域で設置予定の「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別の解消に向けた取組を検討、実施します。	社会福祉課
成年後見制度及び成年後見制度法人後見支援事業の利用促進	「第 3 次香取市地域福祉計画」に含まれる「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、関係機関との連携のもと、地域生活支援事業での「成年後見制度利用支援事業」の利用を促進し、「成年後見制度法人後見支援事業」を検討します。	社会福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の活用促進	「日常生活自立支援事業」の利用を促進し、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助を行います。	社会福祉協議会
サービス実施の際の権利擁護	福祉施設・学校・医療機関などでの権利侵害の未然防止を図るため、第三者評価の実施を促進します。また、福祉サービスなどに関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。	社会福祉課
虐待等の防止ネットワークの強化	地域自立支援協議会を中心に、虐待や差別を防止するネットワークの強化を図ります。	社会福祉課
虐待防止体制の整備	障害者虐待防止法に基づき、相談支援事業所が「虐待防止センター」の役割を担い、通報窓口や相談などの機能を果たします。また、広く関係機関と連携し、虐待の予防及び早期発見、適切かつ迅速な対応を行います。	社会福祉課

施策 1-3 地域福祉の推進

施策名	概要	担当課
見守りネットワーク事業の推進	一人暮らしの障害者や高齢者など支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間業者、行政などが協働して、要援護者の見守りを推進します。	社会福祉課
NPO への支援	障害者の支援に携わる NPO への情報提供や活動支援を行います。	社会福祉課
障害者支援ボランティアの育成と活動支援	ボランティア養成講座などの展開により、障害者の生活を支援するボランティアやボランティアコーディネーターの育成を促進します。また、自治会、高齢者クラブなど地域活動を担う団体の育成・支援に取り組みます。	社会福祉協議会

基本目標 2 障害のある子どもへの支援の充実

現状と課題

障害や発達に遅れがある子どもも、ない子どもも、ともに学び、育ちあう環境づくりが求められています。

- 市では、発育や発達の遅れが気になる子どもの早期発見と発達相談の体制整備に取り組んできました。令和 4 年度調査では、今後充実してほしい支援やサービスとして「専門職による発達支援や学習支援」が最も多くなっており、引き続き発達支援の拡充が求められています。また、幼稚園、保育所（園）、こども園における障害のある子どもへの支援の充実も重要です。
- 特別支援教育巡回相談員の派遣など、小中学校における障害のある子どもの教育の充実に取り組んできました。引き続き、小中学校において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮と支援が提供されるよう、体制整備や教員の専門性の向上を図る必要があります。
- 乳幼児期～学齢期～卒業後のライフステージに沿った切れ目のない支援が求められており、関係機関の連携強化が課題です。また、令和 4 年度調査では「将来への不安がある」と回答した人が 54.9%と最も多く、保護者の子どもの障害への不安に寄り添った情報提供や支援が求められています。

施策の方針

施策 2-1 乳幼児期の子どもへの支援

障害のある子どもたちの健やかな成長を支えるため、発育や発達に遅れのある子どもの早期発見と発達支援の体制強化に取り組むとともに、幼稚園、保育所（園）、こども園における支援の充実を図ります。

施策 2-2 学齢期の子どもへの支援

小中学校における障害のある子どもへの支援のさらなる充実に取り組み、ともに豊かに学ぶためのインクルーシブ教育システムを推進します。

施策 2-3 切れ目のない支援の充実

ライフサポートファイル「つながり」の利用促進、教育や就学に関する相談の充実、関係機関の連携強化を通じて、障害のある子どもと家族への切れ目のない支援の充実に取り組みます。

施策

施策 2-1 乳幼児期の子どもへの支援

施策名	概要	担当課
早期からの発達支援体制の充実	保護者など関係者に対する早期からの発達支援の充実を図るとともに、発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成を促進します。	社会福祉課 子育て支援課
乳幼児相談の充実	発育の遅れや障害などの心配がある子どもたちへの療育や発達支援の充実を図ります。また、保護者の子育て相談に応じ、養育環境等の把握を通じて、児童虐待の未然防止に努めます。	社会福祉課 健康づくり課 子育て支援課
母子保健事業の推進	母子の心身の健康保持のため、ママパパ教室、ことばの教室など、各種母子保健事業を推進します。また、妊産婦や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業を推進し、発育の遅れや障害などの予防、早期発見、早期対応を図ります。	健康づくり課 子育て支援課
発達支援パンフレットの充実	発達の遅れや障害のある子どもとその家族が、居住する地域において安心して自分らしく生活できるよう、相談窓口・療育支援機関などの情報をまとめた冊子の内容の充実を図ります。	社会福祉課
児童発達支援の充実	障害のある子どもの発達支援や生活の自立に向け、児童発達支援センターとの連携強化を図ります。	社会福祉課
インクルーシブ保育の充実	保育所（園）、こども園に通園する障害児の健全な成長を促進するため、保育所等訪問支援の活用を促進し、保育士の障害児に対する理解を深め、インクルーシブ保育の充実を図ります。	子育て支援課

施策 2-2 学齢期の子どもへの支援

施策名	概要	担当課
障害のある子どもの放課後対策などの充実	放課後等デイサービスなどにおいて、障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを推進します。	社会福祉課 子育て支援課
インクルーシブ教育システム・特別支援教育の推進	一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、障害のあるなしに関わらず、ともに豊かに学ぶことのできるインクルーシブ教育システムを推進します。また、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育コーディネーターの活動支援	保護者や関係機関への窓口となり、各学校で特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの活動を支援します。また、特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する専門性の向上に努めます。	学校教育課
特別支援教育の指導・相談・研修の実施	支援を必要とする児童生徒が在籍する学校等や保護者に対して、専門家による具体的な指導助言や相談の実施、研修会の開催などを行います。	学校教育課

施策名	概要	担当課
教育的ニーズのある児童生徒への指導の充実	個別の教育支援計画と個別の指導計画のもと、指導・支援を行います。	学校教育課
特別支援教育に関する校内委員会の充実	各校に設置された特別支援教育に関する校内委員会を、特別支援教育コーディネーターによる活動の活性化などを通じて、充実させていきます。	学校教育課
特別支援教育巡回相談員の充実	支援を必要とする児童生徒の学級担任などを専門的立場から支援する特別支援教育巡回相談員の充実を図ります。	学校教育課
保護者及び家族支援の充実	相談支援の充実を図り、より丁寧な個別支援を通じて、家族支援の充実を目指します。また、保護者同士の交流の促進や家族会の支援を行います。	学校教育課
合理的配慮の充実と基礎的環境整備の充実	一人ひとりの障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実に努めます。	学校教育課
学校の施設・設備の充実	学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材などの充実に努めます。	学校教育課

施策 2-3 切れ目のない支援の充実

施策名	概要	担当課
ライフサポートファイルの活用	入学した時や福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の歩みや特性をはじめから説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイル「つながり」の活用を促進し、円滑な発達支援と関係機関の連携を行います。ライフサポートファイルがデジタル媒体でも活用できるよう対応を検討します。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
「個別の教育支援計画」等に基づく支援の推進	支援が必要な児童生徒に対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉・医療及び地域社会などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を作成し、適切に引き継ぐことで、成長を多面的に支援します。	学校教育課
就学相談支援体制の充実	就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育委員会、小中学校などと連携し、適正な就学相談及び各種相談を実施し、一層の充実を図ります。	健康づくり課
適切な就学に向けた教育支援・相談の確保	保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な就学に向けた教育支援・相談の実施に努めます。	学校教育課
進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、個々の障害の程度などに応じた多様な進路選択ができるよう、教育、労働、福祉、医療などの分野が連携を取りながら、進路指導の充実に努めます。	学校教育課
医療的ケア児等の支援	関係機関と連携を図り、保護者支援を含めた医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。	社会福祉課 子育て支援課

基本目標 3 雇用・就労の促進

現状と課題

一人ひとりの状況に応じ、希望する場所で働き続けられるような就労の実現が求められています。

- 就労支援部会での活動などを通じて一般企業における就労促進を図っていますが、依然として障害者の一般就労は課題となっています。令和4年度調査では、働くために必要なこととして「職場の理解」が40%近くと最も多くなっており、就労促進と定着に向けては、企業における障害理解が重要となっています。具体的には、障害への差別をなくす取組や、障害による特性や生活上の困難についての理解促進が求められています。さらに、障害者の一般就労の促進においては、移動手段の確保、就労移行・就労継続支援を経た一般就労の仕組みづくりが必要となっています。
- 本人の希望や障害特性に応じた就労の場の充実が課題となっています。就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどに継続的に通所するための、移動手段の確保が求められています。また、引き続き工賃及び賃金向上にも取り組む必要があります。

施策の方針

施策 3-1 一般就労の促進及び定着

障害者の多様なニーズや希望を踏まえ、企業への働きかけや就労支援体制のさらなる充実に取り組み、一般企業への就労を促進します。

施策 3-2 福祉的就労の充実

福祉的就労の場に障害者が安心して通い続けられるよう支援を充実させるとともに、関係機関の連携強化を通じて工賃及び賃金向上に取り組めます。

施策

施策 3-1 一般就労の促進及び定着

施策名	概要	担当課
企業における障害理解の促進	ハローワークや就業センター等と連携を図りながら、企業における障害への理解を促進します。	社会福祉課
障害者雇用の促進	職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用の促進し、職場への定着を支援します。	社会福祉課
職業能力の開発	障害者の職業能力の開発を促進するため、千葉県立障害者テクノスクールなどと連携し、入学指導の推進を図ります。	社会福祉課
就労移行支援事業の推進	一般企業での就労を希望する障害者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う場である就労移行支援事業所の利用を支援するなど、就労移行支援事業を推進し、障害者の福祉施設から一般就労への移行を図ります。	社会福祉課
学校教育における職場体験の充実	特別支援学校生徒の産業現場等における実習ほか、生徒の特性に応じた実習の受入れ先の拡充を図り、卒業後の自立に向けた取組を進めます。	社会福祉課
市における障害者雇用の推進	香取市障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用及び障害者である職員の活躍の促進を図ります。	総務課

施策 3-2 福祉的就労の充実

施策名	概要	担当課
障害福祉サービス事業所などの充実	就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所などが、障害者の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃及び賃金収入の向上を図れるよう支援します。	社会福祉課
障害者支援施設などからの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、毎年、調達方針を策定します。また、市ホームページなどで障害者優先調達推進法の周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大します。	社会福祉課
障害者就労支援施設等における工賃確保の推進	就労機会の確保と工賃及び賃金の増加を図るため、障害者就労支援施設の製品の販路拡大を支援します。	社会福祉課

基本目標 4 生活支援サービスの充実

現状と課題

障害者と家族が安心して自分らしく地域で暮らし続けるために、生活支援サービスの充実が求められています。

- 障害者と家族の高齢化や生活課題の複雑化・複合化に応じた相談支援体制の強化が課題となっており、関係機関のさらなる連携強化、相談支援を担う人材の確保と育成、分野横断的な課題解決の体制整備などに取り組む必要があります。
- それぞれの希望や家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、グループホームや入所施設の拡充が求められています。家族や介助者の高齢化を見据えた対策が必要です。
- 権利擁護の観点からも、一人ひとりの障害特性に合った支援が重要です。重度障害や医療的ケアが必要な人を含め、障害者の多様なニーズに応じた各種サービスの拡充が求められています。
- 必要な医療を身近な場所で受けられる医療体制の整備が課題となっています。また、精神障害のある方が安心して地域生活を続けられるよう支援体制の充実が必要です。
- 引き続き、必要な時に必要なコミュニケーション支援を受けることができる体制の整備が重要となっています。また、障害者への情報保障の強化も課題となっています。

施策の方針

施策 4-1 相談支援体制の充実

障害者一人ひとりの安定した自分らしい地域生活を支えるため、相談支援部会を中心に相談支援体制の充実を図ります。その中で、障害者と家族の高齢化を見据えた支援体制の在り方や、複合的な生活課題への対策についても検討します。また、相談支援を担う人材の確保と育成に市と関係機関が協働し取り組みます。

施策 4-2 居住の場への支援

家族や介助者の高齢化を見据え、多様な住まいの場の確保を図ります。

施策 4-3 在宅生活及び日中活動への支援

障害者の多様なニーズに応じた各種サービスの充実を図ります。事業者や関係団体と連携し、必要なサービス提供の体制を整備します。

施策 4-4 医療体制の充実・心身の健康づくりの促進

医療費の助成や日常生活用具の給付を通じ、必要な医療を受けられるよう支援します。また、精神障害やひきこもりに関する相談支援の充実を図ります。

施策 4-5 コミュニケーション支援の充実・情報アクセシビリティの確保

コミュニケーション支援の充実と情報アクセシビリティの確保に努めます。

施策

施策 4-1 相談支援体制の充実

施策名	概要	担当課
市による相談の適切な実施	障害者への相談窓口としての機能を強化するとともに、庁内各部署や地域の関係機関の相談ネットワークのさらなる強化に取り組みます。また、令和 5（2023）年度に開始した重層的支援体制整備事業を通じ、属性を問わない複雑化・複合化した支援ニーズへの対応強化を図ります。	社会福祉課
相談機関の充実とネットワーク化の促進	地域生活支援拠点の機能強化や各相談支援事業所における体制の充実に取り組みます。また、相談支援部会を定期開催し、関係機関のネットワーク強化を図ります。	社会福祉課
ケアマネジメントの人員の確保と質の向上	障害者に対する理解や専門知識の向上など、相談支援専門員やホームヘルパーなどの資質向上を図ります。また、サービス等利用計画を作成する人材の適切な育成や支援を行うことにより、地域におけるケアマネジメント体制の充実に努めます。	社会福祉課
ピアサポーターの養成と活動の推進	関係機関と連携し、ピアサポート（ピアカウンセリング）を実施するピアサポーターの養成及び活動を推進します。	社会福祉課

施策 4-2 居住の場への支援

施策名	概要	担当課
障害者総合支援法に基づく住まいの場の確保の支援	障害者総合支援法に基づくグループホームなど、障害者の地域生活を支援するための居住支援サービスの利用を支援します。	社会福祉課
グループホームへの支援	地域移行への推進を図るため、グループホームの運営を支援します。	社会福祉課
グループホームなどの家賃助成	障害者総合支援法等に基づき、グループホームに入居する障害者の経済的負担の軽減を図るため、家賃の一部を助成します。	社会福祉課
住宅改造の促進	「地域生活支援事業による住宅改修」などの利用を促進し、住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を図っていきます。	社会福祉課
住居サポート事業の実施	関係機関と連携し、障害者の住宅賃貸契約を支援する住居サポート事業を検討します。	社会福祉課
公営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化	公営住宅については、改修の際にバリアフリー、ユニバーサルデザインを適用します。	都市整備課

施策 4-3 在宅生活及び日中活動への支援

施策名	概要	担当課
訪問系サービスの充実	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下の訪問系サービスを提供します。 【居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】	社会福祉課
日中活動系サービスの充実	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより以下のサービスを提供します。 【生活介護、療養介護、短期入所（ショートステイ）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター事業、日中一時支援】	社会福祉課
移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や登録事業者の拡大を図ります。	社会福祉課
地域共生型サービスの導入に向けた調査	高齢障害者へ介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、障害福祉サービスについて地域共生型サービスの導入に向けた必要性を検討します。	社会福祉課
補装具・日常生活用具利用の促進	身体障害のある人や難病患者などの日常生活の円滑化を図るため、日常生活用具の給付をします。また、失われた身体機能を補完または代替するため補装具の給付を行い、障害の特性に応じた用具が給付できるよう検討します。	社会福祉課

施策 4-4 医療体制の充実・心身の健康づくりの促進

施策名	概要	担当課
難病保健医療相談・情報提供の充実	県や関係機関と連携・協力し、難病患者に対し、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。	社会福祉課
高次脳機能障害者への支援	自動車事故や脳血管障害、外傷性脳挫傷などの原因で、脳が損傷された高次脳機能障害のある人については、千葉リハビリテーションセンターと連携し、相談支援をはじめ各種支援策の促進に努めます。	社会福祉課
経済的負担の軽減	障害の軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「自立支援医療」や「重度心身障害者医療費助成」などの適切な利用を促進します。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児への支援の充実	小児慢性特定疾病児に特殊寝台などの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。また、見舞金を支給します。	社会福祉課
精神保健相談体制の充実	相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、相談体制を強化し、精神障害のある人及び家族に対する相談援助体制の充実を図ります。また、地域生活に関する相談に対応できるように、地域包括ケアシステムを構築します。	社会福祉課

施策名	概要	担当課
ひきこもりの人への相談支援	関係団体・機関と連携し、ひきこもりの状態にある人やその家族への相談支援を充実させ、適切な支援が提供できるよう努めます。また、複雑化・複合化した課題を抱える時は、重層的支援体制整備事業につなげます。	社会福祉課
メンタルヘルス対策の展開	うつや閉じこもり予防、自殺防止など、メンタルヘルス対策の推進を図るため、講座・教室の開催や電話相談などを実施します。	健康づくり課

施策 4-5 コミュニケーション支援の充実・情報アクセシビリティの確保

施策名	概要	担当課
情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施	地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。	社会福祉課
手話通訳者の活用促進と養成支援	手話通訳者の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図るとともに、手話通訳者の養成を支援します。	社会福祉課
要約筆記者の活用促進	要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、制度の周知・啓発を図ります。	社会福祉課
障害の状況に応じた情報提供の充実	広報紙をはじめとする行政情報について、音声化や音声コードの添付、字幕、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈づけなどを推進し、障害の特性に配慮した情報提供に取り組みます。また、視覚障害等の特性に配慮した情報・広報の受発信環境の改善に努めます。	社会福祉課
福祉サービスの情報提供	障害福祉施策の制度改正について、市広報や市ホームページなどを通じ、市民への情報提供を行います。	社会福祉課
情報アクセシビリティの向上	障害のない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるよう、ホームページ等における情報アクセシビリティの向上に取り組めます。	社会福祉課 秘書広報課

基本目標 5 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

障害者と家族が安全に安心して地域生活を送ることができるような生活環境の整備が求められています。

- 引き続き、公共施設のユニバーサルデザイン化に取り組む必要があります。
- 就労、通所、社会参加のための移動手段の確保が大きな課題となっています。障害者と家族の高齢化に伴い、今後ますますその必要性は高まることが予想されています。
- これまで、福祉避難所の整備や避難行動要支援者個別避難計画の策定を進めてきました。引き続き、関係課・機関の連携を図りながら災害対策の強化に取り組む必要があります。また、災害対策としても、障害者が日常的に地域とつながり、顔の見える関係を構築することが重要です。

施策の方針

施策 5-1 障害のある人にやさしい公共空間の整備

関係課との連携のもと、公共的な施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化に計画的に取り組めます。

施策 5-2 移動手段の確保

福祉タクシー券の交付を含め、引き続き移動のための支援を提供します。合わせて、より効率的で効果的な移動手段を確保するため、関係課と連携し公共交通施策の改善を検討します。

施策 5-3 生活安全の充実

災害時に備え、避難行動要支援者個別避難計画の策定を推進するとともに、福祉避難所での個々の障害に応じた障害への配慮の検討など災害時の支援体制の充実を図ります。また、防災訓練へ障害者の参加を促すなど、障害者が地域と日常的なつながりを持てるよう関係機関と連携を図ります。

施策

施策 5-1 障害のある人にやさしい公共空間の整備

施策名	概要	担当課
公共的な施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進	バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を促進するため、駅や商店などの民間公益施設についても、あらゆる機会をとらえて関係機関に要請していきます。	社会福祉課 財政課 都市整備課

施策 5-2 移動手段の確保

施策名	概要	担当課
社会参加に係る移動手段の確保	鉄道や路線バス・高速バスなどの公共交通機関については、路線の確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを関係機関に要請していきます。また、循環バス、乗合タクシー、福祉タクシー券の利用状況や課題を把握し、公共交通の利便性向上を図ります。	社会福祉課 企画政策課
各種外出支援サービスの充実	外出支援策については、障害者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院等介助」、「同行援護」や地域生活支援事業の「移動支援」、その他の事業を重層的に提供していきます。	社会福祉課
外出に関する経済的支援制度の活用促進	「鉄道・バス・タクシー等の運賃、有料道路通行料金」の割引制度に加え、外出に関する経済的支援制度として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を実施します。	社会福祉課
交通安全対策の推進	香取市条例等に定める基準に基づき、歩道やガードレール、点字ブロックなどの施設整備に努めます。	土木課

施策 5-3 生活安全の充実

施策名	概要	担当課
地域との協働による見守り体制の構築	障害者が地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会、自治会などと連携し、地域ぐるみで見守りネットワークづくりを推進します。	社会福祉課
福祉避難所の拡充	一般の避難所での生活が困難な障害者のため、福祉避難所の拡充に努めます。	社会福祉課
災害時の障害者相談支援の実施	関係機関や各種団体と連携し、障害種別に応じた災害時の相談支援を実施します。	社会福祉課
公共施設等における防災対策の推進	公共施設等において、障害者の特性に配慮した防災機器等や聴覚障害者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器など必要な日常生活用具の普及を図ります。	社会福祉課
緊急通報システムの活用促進	緊急時の通報手段の確保を図るため、聴覚障害のある人用ファックスなどの緊急通報システムの活用を促進します。	社会福祉課
地域防災体制の充実	市を中心に関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達、避難誘導及び救助体制の充実を図ります。防災拠点のバリアフリー化を推進します。	総務課 財政課
避難行動要支援者個別避難計画の策定・推進	避難手段の確保や備蓄等の避難行動要支援者の自助、地域（近隣）の互助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備に努めます。	総務課 社会福祉課

基本目標 6 社会参加の促進

現状と課題

障害者が地域で豊かな生活を送るために、その人らしく社会参加し、充実した余暇を過ごすことができる環境づくりが求められています。

- 障害者が参加しやすい余暇活動や行事を増やす必要があります。また、職場以外での居場所の創出も課題です。
- 令和4年度調査では、町内会の活動やお祭りなどの地域の行事への参加については、「ほとんど参加していない」と回答した人が46.6%、「参加したくない」が20.5%でした。地域活動への参加促進が課題となっています。
- 引き続き、障害者団体の活動促進への支援が求められています。

施策の方針

施策 6-1 スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習の充実

障害者一人ひとりのニーズや希望に応じ参加できる活動の場の充実を図ります。その中で、市民を対象としたイベントや講習会等に障害者も参加できるよう、関係機関と連携し合理的配慮の提供に取り組みます。

施策 6-2 社会・地域活動への参加促進

障害者が参加しやすい社会・地域活動となるよう、関係機関や地域との連携強化、情報提供の充実に取り組みます。

施策 6-3 家族及び障害者団体支援

引き続き、障害者団体への支援を提供します。

施策

施策 6-1 スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習の充実

施策名	概要	担当課
スポーツ・レクリエーション活動の促進	障害者とともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントなどのサークル活動を促進し、運動やスポーツを通じた交流活動の推進を図ります。	社会福祉協議会
施設・設備などの整備・改善	障害者が地域における多様な学習機会やスポーツに気軽に参加できるよう、障害者に配慮した学習施設、スポーツ施設などの整備・改善に努めます。	生涯学習課
指導者・ボランティアの定着推進	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターのボランティア登録、指導者講習会、研修会、指導者の養成等を周知し、指導者やボランティアの活動定着を推進します。	社会福祉課
学習活動への参加の促進	情報提供や技術支援などを通じて、民間における学習の場への障害者の参加を促進していきます。	生涯学習課 社会福祉課

施策 6-2 社会・地域活動への参加促進

施策名	概要	担当課
市政への参画の促進	市で実施される各種施策・事業について、今後、可能な限り障害者の参画を促進します。特に、政策検討の場である各種審議会や委員会などへの積極的な参画を図ります。	社会福祉課
障害のある人の社会貢献活動の振興	障害者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図るため、障害者自身が他の障害者を支援する「ピアサポート」活動などを支援していきます。	社会福祉課
交流行事・イベントの支援	市内で行われる各種行事・イベントなどに、だれもが参加し、楽しめる企画立案と実施に努めます。また、障害者を対象とした行事・イベントへの市民参加を促進します。	社会福祉課

施策 6-3 家族及び障害者団体支援

施策名	概要	担当課
障害のある人、家族の支援及び団体の活性化	障害者やその家族が、その障害に対する学習や意見交換、情報提供を行うとともに、障害者の積極的な社会参加や交流を促進するため、各団体の活動支援を図ります。また、各団体の相互交流を促進します。	社会福祉課
ペアレントメンター制度の周知	県と連携し、ペアレントメンター制度を周知し、利用及びペアレントメンターの育成を促進します。	社会福祉課

III. 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画・障害児福祉計画について

「第 7 期障害福祉計画」及び「第 3 期障害児福祉計画」は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までを対象とし、障害福祉サービス及び相談支援、並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定にあたっては、国が示す「基本指針」に基づく必要があるとされています。「基本指針」には、配慮する点や基本的考え方等が提示されるとともに、提供体制の確保に係る令和 8（2026）年度末までの目標として、7 つの「成果目標」を設定することが示されています。合わせて、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」を設定することが求められています。

本市においても、国の基本指針に基づき、サービス提供事業者と連携をとりながら提供体制の充実を図ります。

「III. 障害福祉計画・障害児福祉計画」の構成は以下のとおりです。

第 1 章 成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第 2 章 障害福祉サービスの見込量（活動指標）と確保策

障害者総合支援法及び児童福祉法にもとづく障害福祉サービス・障害児福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

第 3 章 地域生活支援事業の見込量（活動指標）と確保策

地域生活支援事業は、障害者が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、全ての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。今後のニーズに基づき、新たな事業の実施についても検討していくこととします。

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《方針》

国の指針	- 地域移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者数の6％以上 - 施設入所者数：令和4（2022）年度末の5％以上削減
香取市の方針	国の基本指針及び県の方針に沿って目標を設定します。

《成果目標》

項目	目標値	考え方
令和8（2026）年度末までの地域生活移行者数	5人	令和4（2022）年度末時点施設入所者数（83人）の6％
施設入所者の削減の割合	4人	令和4（2022）年度末時点の施設入所者数（83人）の5％

《関連する障害者計画の事業》

- 施策4-1 相談支援体制の充実
- 施策4-2 居住の場への支援
- 施策4-3 在宅生活及び日中活動への支援
- 施策4-4 医療体制の充実・心身の健康づくりの促進

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《方針》

国の指針	- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 - 精神病床における1年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満） - 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
香取市の方針	数値目標は県が定める事項となっておりますが、本市では、精神障害者が地域で生活できるよう保健・医療・福祉関係者等による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて活動指標を設定します。

《成果目標》

項目		目標値	考え方
平均生活日数		274日	千葉県の方針
1年以上長期入院患者数	65歳以上	57人	千葉県の方針
	65歳未満	18人	
精神障害者の退院に関する目標値	入院後3か月	66%	千葉県の方針
	入院後6か月	77%	
	入院後1年	82%	

《関連する活動指標》

項目	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加回数	回	6	6	6	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	20	20	20	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人				2	3	3
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人				6	8	9
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人				48	52	56
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人				1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人				3	3	3

《関連する障害者計画の事業》

- 施策 4-1 相談支援体制の充実
- 施策 4-2 居住の場への支援
- 施策 4-3 在宅生活及び日中活動への支援
- 施策 4-4 医療体制の充実・心身の健康づくりの促進

3 地域生活支援の充実

《方針》

国の指針	- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと - 強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
香取市の方針	国の基本指針及び県の方針に沿って目標を設定します。

《成果目標》

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上 検証、検討	地域生活支援拠点等整備の取組内容や進捗状況についての現状把握と課題の共有及び、整備の拡充、機能強化に向けた改善策の検討を実施する。
強度行動障害者支援体制の整備	強度行動障害のある人の実情や求める支援サービスの把握	支援ニーズの把握に向けた情報収集、また、支援体制の整備を進めていくことが重要で、適切な支援が行われるよう取組を進めていく。

《関連する活動指標》

種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の登録事業所数と、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	箇所	19	20	21	23	25	27
	回	2	3	3	3	3	3

《関連する障害者計画の事業》

- 施策 4-1 相談支援体制の充実

4 福祉施設から一般就労への移行等

《方針》

国の指針	- 一般就労への移行者数：令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上 - 一般就労への移行者数（就労移行支援事業）：令和 3（2021）年度実績の 1.31 倍以上 - 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上 - 一般就労への移行者数（就労継続支援 A 型事業）：令和 3（2021）年度実績の 1.29 倍以上 - 一般就労への移行者数（就労継続支援 B 型事業）：令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上 - 就労定着支援事業の利用者数：令和 3（2021）年度末実績の 1.41 倍以上 - 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上
香取市の方針	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8（2026）年度までに一般就労に移行する者の目標値を設定します。

《成果目標》

項目	目標値	考え方
令和 8（2026）年度までの一般就労移行者数	16 人	国の指針を踏まえたうえで、本市の実績や実状を加味して設定する。
令和 8（2026）年度までの一般就労移行者数（就労移行支援事業）	4 人	
令和 8（2026）年度における就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用修了者で一般就労に移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	50%	
令和 8（2026）年度までの一般就労移行者数（就労継続支援 A 型事業）	2 人	
令和 8（2026）年度までの一般就労移行者数（就労継続支援 B 型事業）	1 人	
令和 8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数	10 人	
令和 8（2026）年度における就労定着支援事業の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%	

《関連する障害者計画の事業》

- 施策 3-1 一般就労の促進及び定着
- 施策 3-2 福祉的就労の充実

5 障害児支援の提供体制の整備等

《方針》

国の指針	・ 児童発達支援センターの設置：各市町村または各圏域に1箇所以上 ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村または圏域に1箇所以上 ・ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
香取市の方針	児童発達支援センターや保育所等訪問支援を利用できる体制は構築済みであり、幼少期からの障害児の地域社会へのインクルージョンを進めています。

《成果目標》

項目	目標値	考え方
令和8（2026）年度末までに児童発達支援センター設置	1 箇所	設置済み
令和8（2026）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	令和3（2021）年1月より開始
令和8（2026）年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	国の指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的な整備を検討する。
令和8（2026）年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	国の指針や県の方針を踏まえたうえで、広域的な整備を検討する。
令和8（2026）年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 箇所	広域で設置済み
令和8（2026）年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	広域で設置済み

《関連する障害者計画の事業》

- 施策 2-1 乳幼児期の子どもへの支援
- 施策 2-2 学齢期の子どもへの支援
- 施策 2-3 切れ目のない支援の充実

6 相談支援体制の充実・強化等

《方針》

国の指針	- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置 - 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び取組を行うための体制確保
香取市の方針	地域における相談支援体制のさらなる強化を図ります。

《成果目標》

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る	広域で設置済み
香取市地域自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び取組を行うための体制確保	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組む	

《関連する活動指標》

種類		単位	第6期実績値			第7期見込値		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置		箇所				1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	10	14	33	20	20	20
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	3	3	9	5	5	5
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	26	36	51	50	50	50
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回				4	4	4
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	箇所				1	1	2
協議会における相談支援事業者の参画による事例検討実施回数		回				1	1	1
協議会の専門部会の設置数及び実施回数		部会				5	5	5
		回				3	3	3

《関連する障害者計画の事業》

- 施策 4-1 相談支援体制の充実

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《方針》

国の指針	・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
香取市の方針	障害福祉サービス等の質向上のための体制を構築します。

《成果目標》

項目	目標値	考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	活動指標の達成	

《関連する活動指標》

種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人				4	4	4
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有無				有	有	有
及びそれに基づく実施回数	回				12	12	12

《関連する障害者計画の事業》

- 施策 2-1 乳幼児期の子どもへの支援
- 施策 2-2 学齢期の子どもへの支援
- 施策 3-2 福祉的就労の充実
- 施策 4-2 居住の場への支援
- 施策 4-3 在宅生活及び日中活動への支援

第2章 障害福祉サービスの見込量（活動指標）と確保策

1 訪問系サービス

訪問系サービスは全体に増加傾向にあり、今後も必要なサービス量は増加すると予測し、見込量を設定します。特に重度訪問介護と行動援護は大幅な増加を見込んでおり、引き続きこれらサービスを提供する事業者の確保に努めます。

《事業概要》

項目	事業概要
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に必要な介助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時必要な介助や外出時における移動中の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な重度の障害のある人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

《見込量》

種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	実人/月	88	86	86	91	92	94
	時間/月	1,079	1,061	1,019	1,160	1,173	1,186
重度訪問介護	実人/月	1	0	0	1	1	1
	時間/月	1	0	0	496	496	496
同行援護	実人/月	4	4	4	5	5	5
	時間/月	19	20	21	30	30	30
行動援護	実人/月	0	2	3	5	5	5
	時間/月	0	16	13	50	50	50
重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

2 日中活動系サービス

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

《事業概要》

項目	事業概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障害者本人の能力や希望、配慮事項を事前に把握し、一人ひとりのニーズに応じて就労先を選択できるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を目指す障害者等に、働くために必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づき、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力を向上するために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等で雇用契約を結んで働くことが難しい障害者等に、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力を向上するために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した障害者等で、就労面や生活面で課題が生じている人等に、課題解決に向けて企業や関係機関等との連絡調整、必要な指導や助言等の支援を一定期間行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な人に、短期間、夜間も含め、施設等で生活の場やその他必要な介護等を提供します。

《見込量》

種類	単位	第 6 期実績値			第 7 期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	実人/月	207	208	210	225	230	235
	延入日/月	4,147	4,204	4,302	4,752	5,032	5,235
自立訓練（機能訓練）	実人/月	1	0	0	2	2	2
	延入日/月	3	0	0	60	60	60
自立訓練（生活訓練）	実人/月	2	2	2	4	4	4
	延入日/月	20	22	23	60	60	60
就労選択支援【新規】	実人/月	－	－	－	1	1	1
	延入日/月	－	－	－	－	－	－
就労移行支援	実人/月	19	7	3	4	5	6
	延入日/月	351	116	46	92	115	138
就労継続支援（A 型）	実人/月	22	34	48	52	57	63
	延入日/月	335	536	812	957	1,049	1,159
就労継続支援（B 型）	実人/月	132	143	153	166	183	201
	延入日/月	2,273	2,467	2,712	3,054	3,367	3,698
就労定着支援	実人/月	6	7	6	7	7	7
療養介護	実人/月	10	10	10	10	10	10
短期入所（福祉型）	実人/月	12	16	10	35	36	37
	延入日/月	177	268	113	254	274	295
短期入所（医療型）	実人/月	3	2	2	5	5	5
	延入日/月	38	34	33	50	50	50

3 居住系サービス

障害者の障害の状況や希望を踏まえ、ライフステージを通して切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、事業者と協力して、障害者の住まいの確保に努めます。

《事業概要》

項目	事業概要
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供します。
施設入所支援	施設に入所している人に、入浴・排せつ・食事の介護、その他日常生活に必要な支援を提供します。
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

《見込量》

種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	実人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	実人/月	104	116	119	126	137	148
施設入所支援	実人/月	85	83	84	87	88	88
地域生活支援拠点等	登録事業所数	19	20	22	23	25	27
	検証及び検討の実施回数	2	3	3	3	3	3

4 相談支援関連

相談支援とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。

《事業概要》

項目	事業概要
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行い、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保など地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

《見込量》

種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	実人/月	153	148	155	157	163	170
地域移行支援	実人/月	1	2	1	4	5	6
地域定着支援	実人/月	7	6	6	8	10	11

5 障害児福祉サービス

本市では、全ての子どもが健やかに成長するため、子ども部門、保育・教育部門、福祉部門等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう体制の確保に努めます。

また、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連携を図ります。また、サービス等の利用状況の検証を行い、適切なサービス提供を図ります。

《事業概要》

項目	事業概要
児童発達支援	発達支援の必要な未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設等で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等とその家族からの相談に対応し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の各分野と連携し、関係機関へつなげます。

《見込量》

種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	実人/月	39	35	34	44	48	52
	延人日/月	144	146	147	206	223	242
放課後等デイサービス	実人/月	76	90	100	109	121	134
	延人日/月	1,107	1,240	1,339	1,582	1,848	2,159
保育所等訪問支援	実人/月	1	1	2	2	2	2
	延人日/月	1	1	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	0	0	0	1	1
	延人日/月	0	0	0	0	1	1
障害児相談支援	実人/月	39	37	36	40	42	45
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	実人/月	0	0	1	1	1	1

第3章 地域生活支援事業の見込量（活動指標）と確保策

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するものです。

本事業は、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施することとなっており、本市では、市独自の事業を推進するとともに、県が実施する事業との連携を図ります。

1 必須事業

生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置づけられています。

《算出の方法》

第6期期間である令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

《事業概要》

項目	事業概要
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者自身、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、以下のような相談支援機能の強化を図ります。 （ア）専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応 （イ）地域自立支援協議会の設置 （ウ）相談体制の充実 （エ）医療連携の強化 今後、さらに体制を強化し、機能の充実を図ります。障害者及び精神疾患を有する人に関する情報を共有化することにより、連携を図り相談に応じます。
成年後見制度利用支援事業	障害等により生活上の判断が困難な人で、身寄りがないなど、親族等による後見等開始の審判の申立てができない人について、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。

項目	事業概要
成年後見制度法人後見支援事業	障害者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業（手話奉仕員養成研修事業含む）	聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者からの申請により、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、庁舎内及び派遣先での手話通訳、手話通訳者派遣事業の調整事務、その他意思疎通支援事業に関する業務を行う専任手話通訳者を配置します。また、聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。 【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】 聴覚等に障害のある人の円滑な意思疎通のために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 【手話通訳者設置事業】 聴覚等に障害のある人の意思疎通を支援するために、市役所社会福祉課障がい者支援班に手話通訳者を設置します。 【手話奉仕員養成講座】 聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
日常生活用具給付等事業	日常生活を営む上で著しい障害のある人に対し、排泄管理支援用具、入浴補助用具や視覚障害者用拡大読書器等を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で、原則として1日8時間程度の範囲内で用務を終えるものについて、外出支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	在宅の障害者が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を設けます。事業形態は、目的によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれています。

《見込量》

種類		単位	第 6 期実績値			第 7 期見込値		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業						地域住民に対して、障害者への理解を深めるための研修や啓発活動などに取り組みます。		
自発的活動支援事業						本市では未実施ですが、今後、他事業との関連性をみながら、実施に努めます。		
相談支援事業								
基幹相談支援センター等機能強化事業		有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人	1	3	3	5	7	9
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無	有	有	有
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		件	87	259	144	144	144	144
手話通訳者設置事業 (設置人数)		人	1	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 (受講者数)		人	14	9	10	10	10	10
日常生活用具給付等事業								
介護・訓練支援用具		件/年	5	3	5	5	5	5
自立生活支援用具		件/年	4	7	6	6	6	6
在宅療養等支援用具		件/年	11	7	7	9	9	9
情報・意思疎通支援用具		件/年	2	4	6	4	4	4
排泄管理支援用具		件/年	1,022	1,033	1,140	1,065	1,065	1,065
居宅生生活動作補助用具 (住宅改修費)		件/年	2	0	2	2	2	2
移動支援事業		人	36	42	45	47	49	51
		時間/年	4,498	4,954	4,700	4,805	4,910	5,015
地域活動支援センター機能強化事業	市内	箇所	1	1	1	1	1	1
		人(1 日平均)	9	12	12	12	12	12
	市外	箇所	1	1	1	1	1	1
		人(1 日平均)	6	6	6	6	6	6

2 その他の事業

地域生活支援事業における任意事業について、本市では現在、以下の事業を実施しています。今後は、これらの事業について引き続き実施していくとともに、その他の任意事業については障害者のニーズを把握しながら、実施に向けた検討を行います。

《算出の方法》

第6期期間である令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

《事業概要》

項目	事業概要
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者に対し、訪問により浴槽を提供して入浴の介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
更生訓練費給付事業	自立生活及び就労に向けて訓練を受けている人で、一定の所得要件を満たす場合に、その訓練を効果的に受けられるよう必要な経費（消耗品費等）や、通所のための経費を支給します。
知的障害者職親委託事業	知的障害者の自立更生を図るため、市に職親登録している事業経営者個人（職親）に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性を高めます。
障害者自動車運転免許取得助成事業	身体障害者・知的障害者で免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる人に対し、自動車運転免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査費、教習料、検定料、仮免許取得料その他必要経費）の一部を助成します。
障害者自動車改造費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

《見込量》

種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	人	10	8	8	8	8	8
日中一時支援事業 （日中支援型）	人	44	40	42	44	46	48
日中一時支援事業 （デイサービス型）	人	28	23	25	27	29	31
更生訓練費給付事業	人	0	0	0	1	1	1
知的障害者職親委託事業	人	2	2	2	2	2	2
運転免許取得助成事業	人	1	0	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	人	0	1	2	2	2	2

付属資料

1. 計画策定の流れ

計画の策定にあたっては、障害のある市民を対象としたアンケート調査、ならびに障害者団体・事業者（計 12 団体）へのヒアリング調査などを通じて収集した意見を踏まえ、本市の障害福祉に関する現状と課題を整理・分析し、計画素案を作成の上、香取市地域自立支援協議会において審議を行い、計画策定を進めました。

令和 4（2022）年度	
10 月～11 月	障害のある市民を対象としたアンケート調査
1 月 24 日～31 日	障害者団体・事業者ヒアリング調査（12 団体）
令和 5（2023）年度	
5 月 17 日	香取市地域自立支援協議会 部会ヒアリング ・ 香取広域相談支援部会 ・ 就労支援部会 ・ 地域生活支援部会 ・ 療育支援部会
6 月 6 日	第 1 回香取市地域自立支援協議会
8 月 28 日	第 2 回香取市地域自立支援協議会
11 月 28 日	第 3 回香取市地域自立支援協議会
12 月 25 日～1 月 23 日	パブリックコメントの実施
3 月 27 日	第 4 回香取市地域自立支援協議会

2. 香取市地域自立支援協議会 委員名簿

区分	団体名	役職	氏名	備考
障害者 関係団体	香取市身体障害者福祉会	会 長	本宮 敏雄	副会長
	香取市手をつなぐ親の会	会 長	加瀬 晃司	
	精神障害者家族会かとり会	理 事	坂本 勝	
	香取郡市ろうあ協会	代表者	佐藤 建	
	香取市自閉症協会	会 長	竹蓋 伸六	
障害福祉 サービス 事業者	社会福祉法人 ロザリオの聖母会 佐原聖家族園	施設長	稗田 睦樹	
	社会福祉法人 大泉旭出学園 大利根旭出福祉園	施設長	山之内 俊雄	会長
	公益財団法人 和泉福祉会 多機能型事業所 いずみの家	施設長	小林 由紀夫	
	特定非営利活動法人 コスモスの花	施設長	石橋 博子	
相談支援 事業者	社会福祉法人 ロザリオの聖母会 障害者就業・生活支援センター 香取就業センター	センター長	岡澤 和則	
	医療法人社団 透光会 地域生活支援センター サザンカの里	センター長	安田 智晴	
	中核地域生活支援センター 香取ＣＣＣ	センター長	高木 亜希子	
保健・医療 関係者	医療法人三省会 本多病院	院 長	本多 英俊	
教育雇用関 係機関	千葉県立香取特別支援学校	校 長	村山 猛	
	佐原公共職業安定所	所 長	堀江 昌生	
社会福祉協 議会	社会福祉法人 香取市社会福祉協議会	事務局長	久保木 浩明	
行政	千葉県香取保健所 地域保健福祉課	課 長	出井 美知子	
	香取市教育委員会学校教育課	課 長	高橋 進	

3. 用語解説

あ行	
一般就労	雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態のこと。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。対して、福祉的な支援を受けながら働く障害者の就労を「福祉的就労」といい、労働法規が適用されず、工賃が支払われる。
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。
インクルーシブ教育システム	障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応じるため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備が進められている。
NPO（特定非営利組織）	Non-profit Organization の略で、ボランティア活動をはじめとする様々な社会貢献活動を行う営利を目的としない組織のこと。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者等への総合的な相談支援のほか、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援や自立支援協議会に関与した地域づくりの業務を担う機関。
強度行動障害	激しい他害、自傷、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
グループホーム	障害者が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、日常生活上の必要な援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住まいの場。
ケアマネジメント	障害者（子どもを含む）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲に理解されにくいことや、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

工賃	主に就労継続支援 B 型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所（障害者支援施設での日中活動の場を含む）で生産活動に従事する（福祉的就労で働く）利用者に支払われるもの。生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差引いた額に相当する金額が工賃として支払われる。
合理的配慮	障害者が他者と平等に人権及び基本的自由を享有し、行使できるよう、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された時に、負担が重すぎない範囲で行う調整や変更のこと。
さ行	
サービス等利用計画	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。
児童発達支援センター	地域の障害児支援の中核的な役割を担う機関として、通所児童に対し高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供するとともに、障害児の家族、障害児通所支援事業者、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言、その他の必要な援助を行うことを目的とする機関。
市民後見人	成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体で、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称であり、障害の種別にかかわらず 2 つ以上の障害のある「重複障害」とは異なる。
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。
障害者基本法	障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害福祉を増進することを目的とする。障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本理念とともに、国や地方公共団体の責務など施策の基本となる事項を定めている。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成 28（2016）年に施行された。共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。

障害者週間	12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを推進するため、国及び地方公共団体等が障害者の自立及び社会参加の支援のため様々な取組を実施している。
障害者就業・生活支援センター	就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成18（2006）年に成立した障害者自立支援法が、障害者の定義に難病等を追加するなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講ずるため、平成25（2013）年に改正された。
情報アクセシビリティ	年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け利用できること。
職場適応援助者（ジョブコーチ）	障害者が職場への適応を図れるように支援し、障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等も行う。
自立支援協議会	障害者等に係る地域の課題を解決するため、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の構築を進めていく役割を担う会議体。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神医療を継続的に要する症状にある人への「精神通院医療」、身体に障害のある人への「更生医療」及び「育成医療」がある。
身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障害があると認められた人の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護のために交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にある人の自立と社会参加の促進を図るために交付される手帳。
成年後見制度	知的障害や精神障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約等を支援する。
相談支援専門員	計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられている職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。

た行	
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み。障害福祉分野では、精神障害に着目した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」として用いられることが多い。
特別支援教育	従来の「特殊教育」から転換された教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。
特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う者。
な行	
難病	発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。
日常生活自立支援事業	自己決定能力が十分でない認知症高齢者や知的障害のある人が、権利を侵害されたり不利益を被ったりすることのないよう、その権利擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行う事業。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
バリアフリー	社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアサポート	障害者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。
避難行動要支援者	高齢者や障害者等、災害時または災害発生の恐れがある時に一人で避難することが困難な人のこと。

ペアレントメンター	発達障害のある子どもを育てた経験を持つ保護者で、その経験を生かし、同じ親の立場から、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談・助言を行う。
ま行	
見守りネットワーク	住民、民生委員・児童委員、自治会、協力事業所等と連携し、在宅の高齢者や障害者等の見守りを実施し、日常生活の異常を察知し発見することで、安心して生活できる環境を構築する事業のこと。
民生委員・児童委員	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。
や行	
要約筆記	話し手の話す内容をつかみ、それを筆記して聴覚に障害のある人に伝えること。大規模な会議等においては、手書きした原稿を OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）でスクリーンに投影したり、パソコンを使用して作成した画面をプロジェクターで投影したりする方法が用いられている。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、製品や環境、建物などをデザインすること。
ら行	
ライフサポートファイル「つながり」	子どもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報について、保護者が記録・保管し、医療・福祉・教育などの関係機関との情報共有を円滑にするためのもの。
ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など、それぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などが見られる。
リハビリテーション	障害のある人などに対し、機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。
療育	障害のある子どもが、自立した生活を送るために、それぞれの状態に応じた支援をすること。
療育手帳	知的障害のある人に各種の支援策を講じることを目的として交付される手帳。

香取市第4次障害者基本計画・
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発 行：香取市

発行年月：令和6（2024）年3月

編 集：香取市 福祉健康部 社会福祉課 障がい者支援班

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

電話：0478-50-1252 FAX：0478-55-1885

E-mail：shinsho@city.katori.lg.jp